

令和3年度宍粟市予算決算常任委員会（決算委員会）会議録（第1日目）

---

日 時 令和3年9月13日（月曜日）

---

場 所 宍粟市役所議場

---

開 議 9月13日 午前9時00分

---

付託議案

（市長公室）

第77号議案 令和2年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について

（総務部）

第77号議案 令和2年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について

---

出席委員（7名）

委員長	神吉正男	副委員長	垣口真也
委員	八木雄治	委員	津田晃伸
”	山下由美	”	大畑利明
”	今井和夫		

---

欠席委員（1名）

委員 林 克治

---

出席説明員

（市長公室）

市長公室長	水口浩也	市長公室次長	谷本健吾
秘書政策課長	西川晋也	地域創生課長	西嶋義美
危機管理課長	村上正樹	地域振興課副課長	谷本供三
危機管理課副課長	石戸寿明	一宮市民局副局長兼まちづくり推進課長	西岡公敬
千種市民局副局長兼まちづくり推進課長	井口靖規	秘書政策課副課長	木村知行

（総務部）

総務部長 前田正人 総務部次長 砂町隆之

---

総務課長菅野達哉  
広報情報課長岩路貴裕  
財務課副課長兼管財係長川本正史

財務課長堀秀亘  
財務課副課長今村昭  
広報情報課副課長兼広報係長植田真理

---

事務局

事務局長小谷慎一  
主査中瀬裕文

事務局課長大谷哲也  
事務補助員中田歩

(午前 9時00分 開会)

○神吉委員長 おはようございます。

決算委員会を開会します。

本日、林委員より欠席の届けが出ておりますので、御報告いたします。

限られた時間でありますので、的確な質疑と円滑な進行に御協力をお願いいたします。

審査に入る前に、説明職員の皆様をお願いをいたします。説明及び答弁は自席で、着席にてお願いいたします。説明職員が委員長席から分かりづらいときがありますので、説明職員は挙手の上、「委員長」と発言し、委員長の許可を得てから発言を願います。マイクの操作は全て事務局が行いますので、赤いランプが点灯した後発言をお願いいたします。

また、委員の皆様をお願いいたします。質疑は行政全般あるいは対象の事業についての疑問点を明らかにするものでありますので、個人的な意見などに終始せず、適切な審査に努めていただくようよろしくお願いいたします。

それでは、市長公室の審査を始めます。

資料につきましては、委員はあらかじめ目を通しておりますので、必要な部分についてのみ簡略に概要の説明をお願いいたします。

水口室長。

○水口市長公室長 おはようございます。本日より決算委員会となります。神吉委員長様をはじめ各委員様にはよろしくお願いいたします。

令和2年度の決算につきましてですが、令和元年度末より新型コロナウイルス感染症の流行の兆しがあり、4月7日から兵庫県に緊急事態措置が適用される事態となりました。幼稚園、小中学校においては5月末まで臨時休業、保育園・こども園については希望保育に切り替えるなど、全ての市民の日常生活に制限が生じ、市民生活が一変する事態となりました。

その中、国においては国民の生活を守り、支えるため、コロナ対策として個人、事業者等への支援策が多く打ち出されました。その結果、令和2年度の宍粟市一般会計の決算額は過去最高となる290億円を超えるものとなりました。増加要因の一つに特別定額給付金約37億円などが挙げられます。コロナ対策の事業は令和3年度にも繰り越して継続している状況で、これからもウィズコロナを意識した行財政運営が必要となってくるものと考えております。

決算につきましては、この後、次長より市長公室における令和2年度決算の主な

ものについて御説明させていただきますので、審査等よろしくお願ひ申し上げます。

○神吉委員長 谷本次長。

○谷本市長公室次長 それでは、令和2年度市長公室の主な取組について説明します。

まず、秘書政策課につきましては、発酵のまち推進事業に取り組みました。日本酒発祥の地、発酵のふるさとと呼ばれる宍粟を目指した取組を推進し、発酵に関連する多種多様な商品等を求めて宍粟市へ訪れられる観光客を増やし、地域の活性化、さらには発酵食による市民の健康増進を図るために取り組んでまいりました。

具体的には、宍粟市ならではの発酵の特産品開発に取り組み、日本酒発祥の地、庭田神社で採取された麹菌、庭こうじを活用した甘酒を商品化しました。

次に、市北部活性化事業については、豊かな森林資源を活用した交流人口の増加を経済活動に結びつけ、安定した雇用の創出と地元住民が市の魅力を再発見できる気づきの場の創出を図るために取り組みました。具体的には、包括連携協定を締結しました株式会社モンベルと連携し、専門的な見地から市内のアウトドア・アクティビティの現状を調査し、将来の方向性について調査結果がまとめられました。

次に、地域創生課では、生活圏の拠点づくり事業は一宮市民協働センターの工事が令和元年で完了したため、令和2年度の決算が前年度比で大幅な減額となっています。また、備品購入等の繰越事業も含めて、令和2年4月20日に一宮市民協働センターの供用を開始しました。千種の拠点づくりでは、(仮称)千種市民協働センター建築工事に着工しています。波賀の拠点づくりでは、(仮称)波賀市民協働センターの設計業務に着手し、概略設計を進めております。

次に、木育ウッドスタート事業については、新型コロナウイルスの影響でイベントを中止しましたが、幼稚園や保育所を対象とした木育ワークショップや県立森林大学校と連携した新聞の発行に取り組みました。

最後に、危機管理課の主な取組として、消防力の維持強化として、非常備消防である宍粟市消防団に対して市配備の消防ポンプ自動車3台を更新し、消防団活動の充実を図りました。

常備消防では、西播磨消防組合の宍粟署配備消防ポンプ自動車2台の更新等の経費に係る費用負担及び運営活動経費等への費用負担を行うことにより、消防救急体制の充実を図りました。

次に、防犯交通安全対策の推進として、防犯関係では、各自治会のLED防犯灯及び防犯カメラの設置について、今年度も継続して補助金を交付し、通学路の安全を確保するとともに、安全安心のまちづくりを進めました。

また、災害時の備えとして、災害用備蓄品購入事業については、非常食の備蓄だけではなく、新型コロナウイルス感染症対策としてマスクや消毒液などの衛生物品や避難所で使用する間仕切りなどの整備により充実を図りました。

以上が令和2年度市長公室の主な取組となります。

以上です。

○神吉委員長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

通告のある委員から事前打合せのとおり、順次質疑をお願いします。

大畑委員。

○大畑委員 おはようございます。では、よろしくお願ひいたします。

今、主要事業の説明をいただきましたけども、ちょっと小さいところから入ってしまうんで申し訳ないんですけども、決算書の18ページの使用料及び手数料について、最初にお伺いをしたいと思います。

使用料・手数料で使用料に4万6,520円、それから手数料で9万7,020円、合わせて14万3,540円の不納欠損額というのが生じておりますけども、これもう少し具体的になぜ不納欠損になったのかというのを説明いただきたいと思ひますし、宍粟市の会計規則の何号に該当する不納欠損なのか、その辺を御説明いただきたいと思ひます。

○神吉委員長 西嶋課長。

○西嶋地域創生課長 おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。それでは、先ほどの御質疑にお答えします。

令和2年度としましては、先ほどありましたように、使用料・手数料のところでは2件の不納欠損を処理しております。不納欠損の主な理由としましては、消滅時効ということになっております。この消滅時効の根拠としましては、会計規則第18条第1項第1号ということになります。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 それぞれちょっと使用料と手数料を分けて、どういう内容だったのか、ちょっと分からないので教えてください。

○神吉委員長 西嶋課長。

○西嶋地域創生課長 市長公室としましては、全体的な債権管理マニュアルによってそのルール等を決めております。先ほどありましたように、し尿の手数料について

は12件の不納欠損を行っております。また、火葬の使用料については3件の不納欠損を行っております。時効ということになりますので、本人がお亡くなりになられたとか、また居所が不明、それと相続により債権が不確定という、そういうような要因により時効という形で処理を行っております。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 分かりました。それと、この使用料など全体的なことなんですけども、行革の中でもいろいろ検討されておまして、特に行政財産とか公の施設、そういうところの使用料について、この間見直しの議論をされていると思うんですが、令和2年度ではなかなか方向が示されていないんですけども、そのあたりの令和2年度の中での進捗、あるいは課題がどういうところにあったのか、そのあたりを御説明いただきたいと思います。

○神吉委員長 西嶋課長。

○西嶋地域創生課長 使用料・手数料についての近々の状況については、今委員おっしゃったとおりでございます。この件につきましては、平成30年から令和元年度に全般的に検証を行っております。その件について一定委員会でも報告させていただきましたが、そのときの内容では、近隣市町の動向ということも含めて改定するには至りませんでした。主には消費税が上がったことによる改定分という形での検証を行ってきたという形でございます。

今委員おっしゃったように、行革の中で取り組むべきという方向性は持っておりましたが、これはこちらの事務手間であった要因が多かったのかなというふうに思います。それは申し訳なかったと思いますが、ただ、今後の方向性だけを述べさせていただきますと、総合計画の策定の区切りがつく1月以降に平成30年から令和元年度に行った内容の再検証等に着手していきたいというふうに考えております。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 今もありましたように、ちょうど消費税のアップと時期が重なったということで、両方を上げるというのは非常に厳しかったのかも分からないですけども、やはり見直しの方向というのは改正せざるを得ない、引き上げなければならない状態があるんだろうと思うんですね。そこはやっぱり政治的な判断もあるんでしょうけど、事務方としてはしっかり提言をいただきたいなというふうに思うわけですね。

なぜかといいますと、やはり市税自体が相当減ってきていますし、都市計画税も廃止をしたということで、収入をどう確保していくんかという問題で、使用料などは非常に重要になってくるかなというふうに思いますし、それから、やっぱり受益

者負担の考え方ですね。ですから私も平成25年ぐらいからしか知りませんが、相当高齢者中心に公の施設の使用料は全部無料にしてきてますので、そのあたり、若者支援にシフトをするのか、このまま高齢者の負担軽減を続けていくのか、そのあたりの判断も重要になってくるんじゃないかなあというふうに思います。

ですから、その受益者負担についての考え方について、もう少しどのように考えておられるのか、負担の公平性という意味でやっぱりしっかり見直す必要があるんじゃないかなと思いますけども、少しそのあたりの考え方をお聞かせください。

○神吉委員長 西嶋課長。

○西嶋地域創生課長 平成30年から令和元年度に行った検証につきましては、今おっしゃるように、受益者負担という視点で1件1件の手数料もしくは使用料について、行政的にどのような負担が生じているのかということを検証させていただきました。ただ、結果としましてやはり同じ事務でも場所が違ったり、内容が違ったりということで、非常に手数料・使用料については求めた数字に差異が出てきたというのが現状です。

で、そのときには、やはり今の手数料が近隣の市町を見てもあまり遜色ないということで、その手数料を基に検証しようという形で再度検証しまして、消費税のアップの分であったり、また、時代によって経費が上がっている分も転嫁できないかなという形を思っておりましたが、先ほど説明させていただいたとおり、改定には至っておりません。

今委員おっしゃいますように、やはり使用料・手数料についても無料化しているというところではありますが、政策的に焦点化を何をするのか、焦点化しなくて平等にするのかというところの考え方はあるかと思います。事務方としましては、平たく検証というところを進めていかなくはいけないかなというふうに思っております。その過程で一定政策的に判断されるものもあるのではないかなというふうに考えております。

○神吉委員長 よろしいか。それでは、次に行きます。

大畑委員。

○大畑委員 少し続けてになりますけども、お願いをいたします。

決算書の161ページに関してですけども、観光施設費の委託料ということで、第三セクター等の委託料がここから支出をされています。その前年度でしたかね、道の駅みなみ波賀、それから道の駅播磨いちのみやに対して6,000万円の税金も投入をしたりしていったるわけですね。そのあたりで第三セクター等の経営改善がしっ

かり図られているのかどうかということですね。いつも当局の説明では、要は北部地域で雇用の確保が難しいところについて、こういう第三セクターが雇用確保の役割を果たすというふうにおっしゃっております。ですから、やっぱり経営がしっかり成り立っていかないと雇用確保は難しいと思うので、その経営改善に向けた、あるいは雇用確保に向けてどのように令和2年度は取り組みられて、その成果があったのか、そういうことについてお伺いしたいと思います。

○神吉委員長 西嶋課長。

○西嶋地域創生課長 令和2年度を取組というところでお答えをさせていただきますと、ちょうど令和2年度には、令和3年度からの指定管理者の切替えという時期がございました。その中で先ほど御質疑にありました観光施設3施設については、第三セクターに指名という形で指定管理者を選定をしたわけですが、その指定管理者の選定の中の審議の主なところは、経営改善の5カ年計画を策定していただきましたので、そのところの議論を中心にさせていただいております。

一定、コロナの状況の深刻さも増していたわけですが、その経営の5カ年改善計画を確実に実施、実践していただく、そのことを前提に議論を進めまして、そのことが達成できるのであれば、経営も改善されていくだろうというような説明も受けております。ただ、コロナ禍の中で今の現状では非常に厳しいということも聞いております。

経営の検証というところにつきましては、指定管理者選定審議会のほうで外部の目線でヒアリングをしながら行っておるというところで、そのことについては委員の皆さんからもアドバイスなり、市のほうについても意見なりという形で頂いているところでございます。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 市長公室は総括的な立場ですので、具体的な中身についてはまた所管の部のほうに質疑をさせていただこうというふうに思います。

もう1点だけお尋ねしたいんですけども、それぞれ株式会社として、そういうところで民間のノウハウを活用した運営がなされているわけですけども、監査について、ちょっと考え方をお尋ねしたいんですけども、会社法とかの中では、やはり外部監査をしっかりと入れて、単なる経理上の監査だけではなく、経営の在り方までを含めた指摘を専門家からもらうというような方向をやっておりますね。ですから、うちも指定管理、株式会社で運営されているようなところについては、非常に経営が厳しくなっているところについては、そういう外部からの監査、公認会計士みた



いなを入れて、しっかり経営指導も受けていくほうがいいんじゃないかなというふうに私は個人的には思っているんですけども、そういう考え方はお持ちじゃないでしょうか。

○神吉委員長 西嶋課長。

○西嶋地域創生課長 今の御質疑なんですけど、少し確認をさせていただきたい点がございますが、今の御質疑の論点としましては、三セク自らが外部監査を導入するという視点なのか、もしくは市として外部監査制度を導入するという意味なのか、どちらの視点でございましょうか。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 市のほうはまた市であるんで、取りあえずこの三セクとしてやっておられるところですね、そういうところの監査について。

○神吉委員長 西嶋課長。

○西嶋地域創生課長 三セク自らが外部監査を導入するという論点、ありがとうございます。分かりました。第三セクターの経営改善については、先ほど言いましたように、指定管理者選定審議会において重要事項というふうに捉えております。第三セクターが外部監査を導入いただくということは、第三セクターの一定経営判断になるということになりますので、なかなか行政としまして50%以上保有はしておりますが、指導または監督の中で確実に入れなさいということを行うというのは非常に困難であるというふうに現状では捉えております。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 第三セクターの独自の最終判断かも分かりませんが、やっぱり株式の半分以上を占めているわけですし、それからそういう投資しているそれぞれが集まってそういう指導をしていくという、これは総務省なんかもそういう行政指導の在り方みたいなところでしっかり書いていると思うんですよ。ですから、最終的な判断はそうするにしても、やはりそういう議論をして指導していくという立場が市には僕は必要んじゃないかなというふうに思いますけど、その考え方です。判断を求めているんじゃないなくて、そういう指導をしっかり行政がやっていかなければいけないんじゃないかなと思うんで、その考え方をお聞かせください。

○神吉委員長 西嶋課長。

○西嶋地域創生課長 今、大畑委員がおっしゃっていましたように、平成26年に第三セクターの経営改善についての方針ということで総務省通知も出ております。その中においては、今おっしゃったように行政がもっと関わりを持つというような規定

の分がございまして、そのことについては非常に重要であるかなという認識であります。

今現在は、御承知のとおり、月に1回公認会計士でありましたり、また市役所、金融機関、特に三セク、観光施設を持っている三つの施設については定例会を持っております。その定例会を持てということについては、やはり行政的に指導・監督の中で今引き続いて行っているということを所管部のほうからお聞きをしております。

今現在、行政としましては、そのところを一定十分見定めながら、今後どのようなことが必要なのかということは考えていかなくはないかなというふうには思っておりますが、外部監査というところまでの考えというところには少しまだ時間がかかるといいますか、そのものを十分見定めた上という形になるかなというふうに思っております。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 分かりました。質問の趣旨が十分伝わってなかったので申し訳なかったですけれども、室長も含めて私が申し上げている趣旨を御理解いただいて、また水口室長、中で十分議論いただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○神吉委員長 水口室長。

○水口市長公室長 今担当の課長も言いましたように、指導、助言というところは総務省通知というところであると思うんですが、先ほど申しました3者の経営会議と申しますか、そういったものを続けておりますので、そういった中も踏まえながら、検討したいと思っております。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 それでは、次の質問に移らせていただきます。

三つ目、主要施策の成果説明の8ページに歳出決算の性質別の分類というのが出ておまして、冒頭室長からも今年度の予算が290億円、その中でも特にコロナに関する特別定額給付金等が相当上積みになっていきますから、通常の前年比較というのは非常に難しいわけですが、この中でも特に毎年気になっているのが、宍粟市の場合、歳出の性質の区分の中で補助費等の割合が非常に高いんですね。今回は定額給付金39億円か何かがありますから、より高くなっていて、前年度に比べて137.4%の増というふうな増額になっていきますけれども、特別定額給付金を除いてこの補助費等の見直しと申しますか、整理、合理化を進めるというふうにはずっとおっしゃっているのです、その令和2年度の中でどのような補助費等についての見直しを

図ったのか、その実績とかがありましたらお伺いしたいし、どういう評価をされているかということに対して、まず最初にお尋ねしたいと思います。

○神吉委員長 西嶋課長。

○西嶋地域創生課長 市長公室としましては、補助金の整理統合またはどのように調整してきたかという視点でお答えをさせていただきたいと思っております。

補助金につきましては、御承知のとおり、終期を設定をしまして、目的の達成度合いの検証を行いながら、継続の適否の判断をしております。

令和2年度の予算ベースでお答えしますと、補助事業の終期を迎えた事業を精査した効果額としては、1,072万1,000円ございました。また、行革の視点で精査したものの効果額が1,091万4,000円ございました。補助金の見直しという評価でございますが、終期の設定と新たに補助金事業を設ける場合には、いつも申し上げておりますスクラップ・アンド・ビルドを徹底するよう調整を行っておりますが、一方で、政策としまして、重点課題の人口減少対策を止めることなく実施していくという必要がございます。整理統合を目標とした補助事業の焦点化には令和2年度は至っていないというところでございます。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 大体分かりましたが、この間、一方で議会も人口増のために、あるいは移住・定住施策のために、もっとももっといろんな制度を考えろというふうに言っていますから、そういう施策を打っていくために、新たに補助制度をつくっていくというのは分かるんですけども、一方で、先ほどもおっしゃったスクラップ・アンド・ビルドという考え方で、もう合併前からずっと補助金を出しっ放しで、全くその成果も問わず、毎年同じ補助金額を出し続けている事業と違って結構あるじゃないですか。そういうものはやっぱり一旦見直していくという、市がその補助金によって市民の活動をより活発にしようという誘導していくような、あるいは市民参加を促していくような形の補助金の出し方というのは非常に僕は魅力があるし、そういうことはあってもいいのかなというふうに思うんですけども、あるいは市民の提案型で提案してきたものに対してしっかりつけていくというふうな、そういうまちづくりをやっているまちも結構ありますから、そういう中身の部分は別としまして、従来どおり全く手がついてないところ、そのあたりを1回きちっと事業評価を入れていく必要があるんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺いかがですか。

○神吉委員長 西嶋課長。

○西嶋地域創生課長 先ほどお答えしました効果額の件数の内訳をまず御説明させていただきたいと思います。

昨年度、令和2年度の予算に反映させます補助金の終期を迎えたものは、全部で16事業ございました。その中で、継続したものが4件、内容を見直したものが5件、廃止したものが7件ございます。

また、行革の視点、これは終期を迎えてないですけども、見直しをするという調整の下行ったものが、内容を見直したものが4件、廃止をしたものが4件という形で合計24件の補助事業について調整をさせていただきました。

先ほど来申し上げていますように、これが施策の焦点化に至っているかということについては、少し弱いのかなということは認識をしております。おっしゃったように、今からいろいろと施策を打っていく上ではビルド・ビルドではなかなか難しいということも承知をしております、ある一定やはりスクラップをしながら、新たな施策を焦点化していくというようなことを市長もずっと申し上げておりますので、どのような手法が一番いいのかというところはなかなか今は難しいんですが、今、所管部でも一生懸命考えていただくのは新たな事業を立ち上げる場合、補助金を立ち上げる場合には当然事務事業を洗い直して、新たな事業に対しての財源を生み出すという努力の下、していただいていますので、まずはそういったところから少しずつ始めていかなくてもいけないかなというふうに思っております。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 いろいろ努力していただいていることはよく伝わってきます。補助金の制度自体でいろんな活動を促していくということのあまり効果を感じていないんですね。一定の期間が終わったら、もうそれで事業がぼしょってしまうという例をたくさん見てきているので。ですから、よくほかのまちづくりなんかでやっているのは、地域に対しての交付金とかいう形で一定の自分たちの地域でやる課題については、年間幾らか予算を配分して、そして地域で解決してもらおうというようなやり方も結構あると思うんで、補助金だけじゃなく、いろんなそういうものを組み合わせながら、目指すところは一緒だと思うんで、その辺の活用は考えていただきたい。そういう意味で補助費の統合とか、整理合理化をやっていく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。いかがでしょうか。

○神吉委員長 西嶋課長。

○西嶋地域創生課長 今委員おっしゃったように、私もまちづくりにいたときには、地域活動を一緒に話し合いをしながら補助金も受けていただいて活動を一緒にした

こともございます。ただ、おっしゃったように補助金がなくなれば、少し元気がなくなってしまうというようなことはございました。今おっしゃるように、地域に対しての自由な財源という意味でおっしゃったのかなあというふうに思っておりますが、やはりその財源を捻出するためには、ある一定の事業については整理をして、付け替えといたしますか、そういうふうな作業が必要になるということも承知をしております。

今現在、ある一定、市民生活部のほうでその取組の初めという形で御検討もいただいておりますが、そのところとも併せて、より市民の皆さんが自ら行うような活動というところに焦点が行くように、調整のほうは考えながら進めていけたらなというふうに考えております。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 すみません、長くなって。最後、四つ目なんですけども、発酵のまち推進事業について質疑をさせていただきます。主要施策の35ページを見ながらと思います。

この事業の全体的なことは後にしまして、ここのこの成果説明書のページに書いてある決算額は56万9,000円の決算額でしかなくなってないんですけども、当初予算の段階ではもう少しこの事業の全体ボリュームがあったと思いますね。報償費として199万8,000円、アドバイザーの謝金とかいう、そういうものもこの事業の中に明確にあったというふうに思うんですが、これについての決算が全く見当たらないので、これの所在はどういうふうになったのか、ちょっと教えてください。

○神吉委員長 西川課長。

○西川秘書政策課長 秘書政策課の西川です。よろしくお願いいたします。

大畑委員からアドバイザーの謝礼についての御質問でございます。まず、アドバイザーにつきましては、総務省の人材登録されたところからお願いをさせていただいております。宍粟市にお越しになったときに費用を発生するという、アドバイスとするという内容で契約をさせていただいております。令和2年度につきましては、こういうコロナ禍の中でお越しになる機会がなかったということで、3月議会で全額減額補正をさせていただいたところでございます。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 分かりました。すみません。

そしたら、この事業についていろいろお伺いしていきたいというふうに思うんですが、この事業、発酵づくしのまちを展開するというところで、知名度というのをア

ップさせていくということと、それを観光客の増加につなげるということを目標にしてあるんですが、今年度はその目標に対してはどうだったのかということで、少しこの事業が目指す全体像と、それから令和2年度の到達としてここまでを考えていて、その成果はここまで、こういう成果があったんだというようなことを少し全体像から説明いただきたいなあというふうに思うんですが、よろしいでしょうか。

○神吉委員長 西川課長。

○西川秘書政策課長 この取組につきましては、令和元年に宍粟市を含めまして25事業者等々の団体にお集まりいただきまして、発酵のまちづくり推進協議会を設置いたしました。その中で大きな二つの目標を掲げてこの会が発足しました。まず、日本酒発祥の地として多くの方に来ていただきまして、観光産業を通じて地域経済を活性化していこう。そして、また日本酒発祥の地、また発酵のふるさとということで、発酵食の効能を市民の皆さんにしっかり普及啓発しながら、市民の健康増進を掲げていこうというところでこの全体像をしっかり示す中で、令和元年度に立ち上がりました。

そして、令和2年度につきましては、令和元年度に各部会で、三つ部会があるんですが、それぞれの取組の方向性を確認をさせていただきました。その中で、まず一つが日本酒発祥の地というこのストーリー性があるものをいかにPRしていくかということで、庭田神社で採取された麹菌がありますので、それを活用していこうというところで甘酒の商品化に取り組みました。それと、酒かすの効能が今注目されているということで、この二つの酒蔵さんに協力をいただく中で、酒かすを一つのキーワードとして取り組んでいこうというところで方向性を出しました。ただ、大畑委員がおっしゃった、そのそれぞれの年度の目標というところではございますが、この目標につきましては、観光客を誘致をしていくというところで、まず令和2年度にそういった仕掛けをしていこうというところで、素材づくりから始めさせていただきましたので、実績につきましてはこれから効果を発揮させていきたいというところで理解をしております。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 目的は僕も非常にいいというふうに思うんですね。一つは、観光産業としてこの発酵を成長させていくということ。それから、もう一つの発酵食をやっばり市内に広げていくという、この2点がどうもうまくマッチングしてないように見えるんですね。やはり発酵食、これはもう日本の伝統食、発酵食としての文化があ

りますよね。それをもう一度それぞれ市内の各家庭に復活をさせていくといいますか、そういうことでいわゆるみそ、しょうゆとか、そういうのは昔作ってましたよ、家でね。そういうものをもう一度復活をさせて、自らの健康づくりもあるし、それがひょっとしたら商品化につながっていく可能性もあるというような仕掛けがちょっと要るんじゃないかなというふうに思うんですけども、何か別々にしてあって、片一方は、庭田神社のストーリー性で一つの商品化をして観光客やというふうにおっしゃるけど、それは観光客が来るだけとかいうのではね、市内の食文化とそれがつながっていかないと、観光産業としては僕は成り立たないように思うんですね。ですから、そういう仕掛けがもっともっと最初におっしゃっていたんじゃないかなと思うんで、その辺がこの令和2年度で十分されたのかどうかというのが見えてこなくて、商品開発だけで終わっているような気がするんでね、ちょっとそのあたり、観光産業に発展させていくということと、市内の市民の健康増進とのつながり、あるいは伝統食としての開発とか普及とか、そういうものをどういうふうにミックスさせてやろうと思われているのか、そのあたりもうちょっと説明いただけませんか。

○神吉委員長 西川課長。

○西川秘書政策課長 まず、市民の皆さんに発酵の取組を御理解いただく中では、数年来からみそづくりを通してみその効能を御案内し、またそういったワークショップも開催し、また令和2元年度につきましては、そういったワークショップができなかったのが、動画を通じてPRをさせていただきました。

そういった中で、まず、大畑委員おっしゃるとおり、外からお客様を呼ぶ取組と市内の取組をどうつなぎ合わせていくかというところは、そういった市民の皆様にもまず発酵食を取り入れていただくような、そんな仕掛けと、そのつながりを宍粟市全体で醸成をさせて、宍粟市がこういった発酵づくしのまちだということ、それをつなげていかなければならないのかなと思っておりますので、これからまさに市内の取組を発展させていただきたいと、そのように思っております。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 ほかの方もこの質疑出ておりますので、一旦ここで終わります。

○神吉委員長 それでは、次へ行きます。

今井委員。

○今井委員 おはようございます。よろしく申し上げます。

大畑委員の今さっきの質疑のところと同じなんです。令和元年に立ち上げられた

発酵のまちづくり推進協議会ですね、観光と市民の健康の2本柱でいこうということなんですけども、そういう意味でこの年度になって甘酒がいよいよ売出しが始まってという形になっただけなんですけども、どうなんですかね、今、大畑委員が言われたように、やっぱりこういうものを発展さすというか、進めていくやっぱり一番大事なことはやっぱり市民がまず使うと。そこはやっぱりあって、そしたら市民のロコミで放っとしてもやっぱり広がっていきますし、観光で入れるという形で酒蔵通りにひとつそういうレストランというか、飲食関係で発酵をいろいろされているところ、幾つかあって、その辺はリピーターもあって進んでいるなというのは思うんですけども、やっぱりまあその程度、その程度言うたらあれですけど、そこで終わってしまうという形になるんで、本当にまず市民がこの発酵食をもう一度享受していく、それはもうまさに今コロナとかインフルエンザとか、そういうことに対しての免疫力をつけるという意味でも非常に大事な部分でもあるかなと思うんですけども、ちょっとそのあたり先ほどの大畑委員と繰り返しになりますけども、そのあたりの取組について、令和2年度はどうだったのか、それから今後に向けてどういうふうに考えておられるのかというのを、そのあたりもう一遍お聞きしたいと思います。

○神吉委員長 西川課長。

○西川秘書政策課長 まず市民の発酵食の取入れにつきましては、保健福祉課も食の在り方、そして郷土料理の振興ということで、保健福祉課と一緒に連携してさせていただいております。そういったワークショップを通じて、また教室を通じて市民の皆さんにこの発酵食のよさ、効能というをいかに伝えていくかと、その地道な活動をさせていただきたいと、そのように思っております。

それと、ロコミによるリピーター等々、市民にどう広げていくかというところでは、令和2年度に甘酒をこのような形で商品化までこぎつけたところでございます。多くの方にまだまだ知っていただけてない状況がございますので、その協議会と今生産、製造、販売を担っていただきます宍粟メイプルと協議を進めながら、より市民の皆さん、そして市外の皆さんに伝わるような、そんなことをこれからさせていただきたいと、そのように思っております。

以上です。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 今からの話なんで、これ決算委員会なんであれですけど、もっとダイナミックに全市民的にやっぱり啓蒙というか、例えば人権学習みたいなんが過去隣保ごとにずっとやられているみたいなね、そういうふうな場でこういう発酵食品のこ



とをやってみるとか、そういうふうなダイナミックな全市民的なこともちよっと今後考えていただければなというふうに思います。

以上です。

○神吉委員長 答弁よろしいか。

西川課長。

○西川秘書政策課長 今、委員がおっしゃったように、とにかく広く進めていくためには、いろんな地道な活動から一つ大きなイベントがいいのか、全体的な取組、そういうことの両面から、これからチャレンジをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○神吉委員長 次の委員、垣口委員。

○垣口委員 同じような質問が続いてますので、事業内容や商品開発やそのPRについては今ほど出ておりましたので、理解いたしました。

もう1点、予算に対して決算が減額になっておりますけれども、その理由を簡単にお教え願えますでしょうか。

○神吉委員長 西川課長。

○西川秘書政策課長 補正の最終予算額101万3,000円につきまして、決算額56万9,000円、その差額44万4,000円の主な内容について、御説明させていただきます。

この取組の中では、日本酒発祥の地、発酵のふるさと宍粟の商標登録も考えておりました、その商標登録を弁理士さんに業務委託料で39万円、予算額上げておりました。ただ、その手続につきまして協会と相談する機関がございまして、そこと相談する中で職員のところで登録申請をすることが可能ということで、そういう職員のノウハウでさせていただきましたので、約35万円ほどこの予算額と決算額につきまして差が生じたというところが主な理由でございます。

以上です。

○神吉委員長 垣口委員。

○垣口委員 そういう内容ということで理解させていただきます。

○神吉委員長 次に、津田委員。

○津田委員 今、垣口委員のほうからも出ましたんで、私のほうからは、この当初の事業目標、観光入込客数で設定されています。今回の目標に対して、その成果、あとその課題ですね、どういうふうに捉えられているのか、お願いします。

○神吉委員長 西川課長。

○西川秘書政策課長 まず、成果につきましては、先ほど申し上げましたように、こ

の甘酒ですとか、酒かすフェアの開催とか、そういった令和2年度、仕掛けをまず進めさせていただいたということで、まだまだ観光入込客の実績にはつながる状況もなく、これからその成果をいかに出していくかというところがあります。

その中で、委員がまた目標に対しての課題というところですが、行政、事業者、各種団体が連携してこの発酵の取組をしていかないと、目標の達成にはつながらないと思っております。また、やはり観光客を呼んでいくには事業者さんの協力が重要だと思っております。このたび令和3年度になるんですが、酒かすフェアで御案内したところ、約20社弱の事業者が協力をいただきました。その輪をさらに広めていくことが重要だと思っておりますので、そういった事業者、まちづくり団体との連携の広がりがこれからも課題だと思っております。

以上でございます。

○神吉委員長 津田委員。

○津田委員 取りあえず、じゃあ、令和2年度の課題としてはその事業者間との連携がまだまだできてなかったと。それを次年度でやっていこうということで今進められているということによろしいですね。

続きまして、その中で今回、この事業自体、先ほどからも出てましたけども、やはり市内での知名度、PRであったりとか、その辺の部分について、やはりこの市内でどの窓口としてやはりこれを進めていこうと、事業展開を令和元年からされてますけど、発酵のまち、日本酒発祥の地、このPRについて、今市内でどれぐらいの方の認知が進んでいるかとか、そういったことってある程度把握されながら、進められているのかなと。この宍粟市内の人たちがこういうことを、この宍粟市が日本酒発祥の地だということ、そういったことも認知しているのかなと、そういったものもある程度進められているんですか、そういう研究とかもですね。

○神吉委員長 西川課長。

○西川秘書政策課長 市民の皆さんの認知度というところでございます。その認知度についてアンケートを採って結果を正式に把握しているところには至っておりませんが、まず一つ、例えば毎年小学校の新6年生の方には発酵のディスカバリーというものを御案内をして、その宍粟市の取組を御案内をさせていただいております。また、この取組のところでは、必ずホームページでも宍粟市と検索していただければ、発酵のふるさとというふうに掲げております。この認知度につきましては、おおむね市民の方に浸透しているのではないかと、そのように思っております。

○神吉委員長 津田委員。

○津田委員 先ほどからほかの委員さんからも出てきています。本当に認知度が私自身まだまだこの低いんじゃないかなど。この若い世代が本当に例えば宍粟市が日本酒発祥の地なんだ、発酵のふるさと、こういう事業をやっているということを本当に認識しているのはまだまだ低いと思うんですよ。実際、課長、先ほどホームページで言われましたけど、ホームページで大体検索する人はあまりいない、宍粟市をね。よほど関心がある方はあれですけども、やっぱり一般の人、その辺がまだまだ低い部分があると思いますので、先ほどの委員さんからも出ていましたけど、そういう分析も今後ぜひ進めていただいて、ぜひ今後の事業展開を進めていただければなと思いますので。

以上です。

○神吉委員長 次の事業へ行きます。

大畑委員。

○大畑委員 それでは、主要施策の成果説明の36ページ、市北部活性化事業について質疑をいたします。

この事業の決算額、委託料990万円ということで、株式会社モンベルに、モンベルというのは非常にアウトドアの専門的などといいますか、有名な会社でございますけど、そこに今後の方向性の報告書を作成してもらう費用としてこれだけ使っているんだろうと思うんですが、ここで言うアウトドアというのは、カヤックとかサイクリングとか登山とか、そういうスポーツを主体にしたイベントのようですけども、こういうアウトドアを目的として観光客を増加をさせていく、そのことから交流人口を増加させて地域経済の活動に結びつけて、安定した雇用の創出を図るというふうに書いてあるんですけども、どうも具体的にどういうふうにするふうになっていくのかというのが、そこのところちょっとよく分からないんですけども、これからだろうと思うんですけど、その報告書の中ではどういうふうに最終的に地域経済の活性化、あるいは安定した雇用創出という説明が書かれているのか。また、市としてその報告書を受けてどのように考えておられるのか、少し御説明いただきたいと思います。

○神吉委員長 西川課長。

○西川秘書政策課長 大畑委員の御質問にお答えします。

成果説明書36ページに書いております事業の成果・評価等がございます。まず、モンベル社にアウトドアの専門事業者の視点で宍粟市のまず現状を調査をいただきました。その中で、議員の皆さんも御案内のとおり非常に多彩な資源がある、そし

て年間を通じた、またアウトドア・アクティビティができるまちだという評価をいただいています。これは多くの方が、またそのように認知いただいているかと思えます。ただ、その資源を有効的に使われてないというのも現状でございまして、その一つ一つの資源、その施設に対してお客様が迎えられて、その横のつながりが実質できてないというところがございます。

その中で、36ページの視点で三つの方向性が示されております。まず、その多くのお客様をどうつくっていくかということで、来訪者の受入体制を充実していく。そして、また宍粟市の魅力を発信するプロモーション活動、そのプロモーション活動を通じたことをしていく。そして、アウトドアの拠点施設の整備ということで、ここに行けばアウトドアの宍粟市の情報が確実に得られると、そういったことを拠点として整備をしていくことで、まだまだ宍粟市のアウトドア人口をさらに拡大できると、そういう報告を受けております。

その中で、宍粟市がどのような形をこれから整理をしていくかというところをこの具体的なアウトドアの活動計画の中で整理をさせていただきたいと思ひまして、委員がおっしゃったように、まだまだこれからというところで、すみません、具体的な取組もこれからお示しをさせていただけたらなと思ひておりまして、大きな視点では、お客様を今現状で増やしていくのを3点の方向でやっていくということが示されておるという状況でございます。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 これからなんですけど、誰がやるんですか。

○神吉委員長 西川課長。

○西川秘書政策課長 方向性というのはもちろん市が一定整理をさせていただきまして、そして、そのそれぞれのアウトドアの関係事業者さんであったり、観光事業者さん、そして、また地域のいろんな活動をされている団体の皆さんがございまして、そのそれぞれの皆さんの協力を得ながら、そして、その皆さんがまた主役になっていただくような、そんな仕掛けがこれから必要だと思ひておりますので、誰がという部分ではそういった皆さんとの連携が非常に重要だと、そのように思ひております。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 ぜひその方向を、せっかくこれだけお金かけてつくったわけですから、そういう方向をやっていただきたい。何でも市ができるというものではないしとい

うことと、それから、僕はこのモンベルがショップを作ってくれたら何ほども人が来ると思いますから、簡単なことやと思うんだけど、それだけではいけないと、企業誘致するわけでも何でもないので、そういう問題じゃないと思いますが、誰がどのようにやっていくのかという、その主体のところははっきりしないと、絵に描いた餅になっちゃうなというふうに思います。

それで、誰がするのかというところもあるんですけども、宍粟市の課題というところで、いつも思うんですけどね、ずっとこの間、定住を図っていくという意味で、交流人口と関係人口を使い分けよってでしょう。やっぱり定住に近いのは関係人口ですよ、宍粟市との関係をつくりながら、ぼちぼち慣れていって、移住につながっていくということやと思うんですけども、交流人口は交流人口で今の宍粟市の課題の克服につながっていくかどうか、その辺の成果をどのように捉えておられるのかというのは、指標として考えておられるのかというのが見えないんですよ。だから、単に観光資源を有効に活用してということだけおっしゃっているような感じで、そのことと宍粟市が抱えている課題の成果につなげていく指標として何を考えておられるのかというのがはっきり見えない。僕はもっと関係人口というほうに軸足を置いていかなければいけないんじゃないかなと思うんですが、ずっとこの令和2年度の決算を見ますと、あらゆる観光の関係は交流人口です。その関係をどういうふうに整理されているのか教えてください。

○神吉委員長 西川課長。

○西川秘書政策課長 観光推進する部署におかれましても、御存じのとおり商工観光課がその業を担っておりまして、また、その観光のいろんな実行的な役割につきましても、しそ森林王国観光協会との連携がございます。まず、委員おっしゃるその交流人口を観光と目的につきましては、この交流人口を一つの成果の指標になるかと思えます。それをつなげていくことでどう関係人口に結んでいくか、宍粟市の魅力を伝えていくかというのは、やはりそのリピーターになっていただくことがその関係人口になってきますので、これから交流人口の中でもよりリピーターのお客様がどれぐらい宍粟市に来ていただく状況になっているのかというところもこれから分析が必要かなと。そのリピーターの度合いが関係していく、そしてまた定住にもつながっていく可能性がありますので、そういった視点をこれから整理していく必要があるのかなと、そのように思っております。

以上です。

○神吉委員長 よろしいか。

次の委員、お願いします。垣口委員。

○垣口委員 簡潔に3点お聞きしたいと思います。

この成果説明書を見ますと、財源が全て国庫支出金になっているんですけども、まず簡潔にこの理由は何でなんやと。

それと、2点目に、モンベルさんとの調査開始に際して市側からどのような資料提供を行われたのか。

3点目、調査において、市側の随行や案内などがあったのか。この3点、ちょっと簡潔によろしくお願いいたします。

○神吉委員長 西川課長。

○西川秘書政策課長 まず財源ですが、地方創生臨時交付金を活用させていただきました。この取組につきましては、都会の密を避けて宍粟市へ流れをつくるという業務でございますので、この財源が補助対象となった理由でございます。

どのような資料を提供したかという点では、宍粟市の観光施設、そして、また50名山、その中には森林鉄道に行こうとか、そういった観光資源、また楓香荘、また木のぬくもりのある旧野原小学校の資料を提供させていただきました。

随行回数につきましては、市職員が7回随行をさせていただいております。

以上です。

○神吉委員長 垣口委員。

○垣口委員 当初、ちょっと私聞いたんでは、市外の第三者的な目線で計画を立てるというのが趣旨だったんじゃないかなと思うんですけども、その中にモンベルさんの報告書を頂きながら、市は市なりのいろいろ考えていかれるんだと思うんですけども、市がああだこうだいうんですか、意見や立案するようなものなのでしょうか。そのあたりいかがですか。

○神吉委員長 西川課長。

○西川秘書政策課長 専門的なところでお示しをさせていただいておりますので、そのことを具体的な取組が多くございますので、その具体の取組について、市の視点で実施が可能かどうか、そういった点も整理をさせていただきたいというところで、今度はそういったところの視点をもって整理をしていこうと思っております。

以上です。

○神吉委員長 よろしいか。

次の委員、津田委員、お願いします。

○津田委員 続きまして、この報告書、令和2年度1,000万円近い990万円の費用がか

かっていますけど、この調査費用の妥当性といいますか、それだけの資金を投じて次年度につながるような報告書がもらえたのかどうか、その辺の評価というのはどういうふうにされたのか。まず1点お願いします。

○神吉委員長 西川課長。

○西川秘書政策課長 議員おっしゃったその報告書の内容の評価の点でございます。本当にこの国の財源を使いながら、業務委託料のこの金額につきまして、アウトドアのツアーの企画、運営、また地域活性化のコンサルタント事業もこのモンベル社はされております。そういったアウトドアプラス地域活性化のノウハウの視点で今回具体的に宍粟市の課題を整理する中で、エリアごとに具体的なモデルルートの設定、それをすることで周遊性を高めていく、そして、アウトドアのフィールドの魅力を高めるために将来に必要な環境整備、ソフト、ハード面を今回提案を頂いているということで、今回のそういった業務につきましては、一定の内容で適切であったと、そのように判断をさせていただいております。

以上です。

○神吉委員長 津田委員。

○津田委員 ということは、モンベルさんが今提案されている内容、これ100%やれば、市が今掲げているこの目標であったり、そういったのは全て達成できるというぐらいの内容だったということでしょうか。

○神吉委員長 西川課長。

○西川秘書政策課長 かなり具体的な取組を整理をさせていただいているところがございますので、可能な限りその具体を実現させていただきたいと思っておりますが、ただ、宍粟市の財源の状況、いろんな点から再度見直す点はあるかと思えます。

以上です。

○神吉委員長 津田委員。

○津田委員 本当にモンベルさんから提案受けた部分で次年度にいかにかこれ結びつけていけるか、その内容の精査ですよ、そこの部分をしっかり、こういう報告書とか業務委託のお金って、本当にどの金額が適正なのかというのは、なかなか正直見えづらい部分があると思うんですよ。要はやっぱりこの使ったお金を次年度にしっかりつなげていくということか非常に大事だと思いますので、そういう視点で先ほど課題としてこういう課題の部分であったりとか、その辺を聞かせていただいたんで、次年度にぜひつながるような取組を進めていただきたいなど。

やはり市民への周知ですよ。やはり北部活性化事業と言いながら、やはりほと

んどの方がまだ内容的にはどういうことをやろうとしているのか、ほとんど周知できてない部分があると思うんですけど、その辺の部分の課題について、どういうふうに捉えられているのか、お願いします。

○神吉委員長 西川課長。

○西川秘書政策課長 委員おっしゃったように、まだまだ市民の皆さんにしっかりとした市のビジョン、考えが具体的にこういうことを取り組みたいというところは、これからでございます。モンベルの報告書を頂いて、そしてこの実現性に向けて市で整理をさせていただき、そして、その関係の地域、観光事業者、そして市民の皆様しっかりと市の考えをお示しをさせていただき中で、この事業を確実に進めさせていただきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○神吉委員長 関連ですか。大畑委員。

○大畑委員 一つだけ忘れておりましたんで、ごめんなさい。

このモンベルの報告書の中に森林セラピーの活用について、どのように報告されているのかというのを教えていただきたいんです。

○神吉委員長 西川課長。

○西川秘書政策課長 まず、森林セラピーと具体的に例えばイーバイクの連動性があると。ですんで、その森林セラピー単体ではなく、プラスアルファのアクティビティをつなげることで、さらに相乗効果が増すと、そういった視点も今回の報告の中で整理をいただいております。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 イーバイク、セラピー基地の中にそういうのを乗り込んでいいんですか。

○神吉委員長 西川課長。

○西川秘書政策課長 そういったことも森林王国のところで今検証をしていただいております、そういった活動がどのようにできるかというところも今後整理をさせていただきたいと思っております。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 頭の中も整理したいんですけども、モンベルさんの報告書は、森林セラピーをアウトドアとして活用していくという視点でのことであって、市がいつもおっしゃっているその企業研修として呼び込んでいくとか、セラピーを活用していただくそういう企画というのは、全く入ってないわけで、それは別でまたやるわけですか。



○神吉委員長 西川課長。

○西川秘書政策課長 モンベルの報告書の中にも森林セラピーを使ってワーケーションをする、サテライトオフィスする、またそれが企業研修の中に取り込めるという視点も報告の中で頂いております。その視点は我々がこの今営業部でも進めさせていただく中での視点なんです、その森林セラピーをどう活用していくかという視点でありますので、アクティビティという部分ではなくて、その連動ですね、一つのものに二つ、三つ掛け合わせて、宍粟市を滞在型にしていくアイテムができるのではないかと。そのような活動について提言をいただいているというところでございます。

以上です。

○神吉委員長 よろしいか。

次の事業へ移ります。今井委員。

○今井委員 そしたら、主要施策の38ページの後期基本計画及び地域創生総合戦略策定事業に絡んでの質疑をさせていただきます。

これ私いつも思うんで何回か今までも言ってきたことがあるかと思うんですけども、これ市にとって一番大切な計画だと思うんですけども、それが市民にほとんど伝わってないというか、市民が一体となって計画をつくっていかうとかっていう、そういうふうな雰囲気というか、今こういうことを策定しているということ自体を知っている市民は果たして何%おられるでしょう、ほんとに。そのあたりのところが一番大事な計画だと思うんですけども、そこら辺のこと、それぞれいろんな分野で市民の代表の人を入れられたりとか、いろいろされているのは分かるんですけども、何かそのあたりに対してどういうふうにお考えなのかなというのをちょっとお聞きしたいんです。

○神吉委員長 西嶋課長。

○西嶋地域創生課長 御指摘の内容は非常に理解できます。おっしゃるように市民一人一人に宍粟市の将来像が届かなければいけないというふうに認識をしております。

検討委員会の中におきましても、やっぱり策定した後が重要だというふうに意見を頂いております、いつも市長にも言われているんですけども、やはり全職員があらゆる機会を利用して積極的に周知していくというようなことか必要というふうに考えております。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 前回のときもダイジェスト版だったかな、全市民、全戸に配られたかと

は思うんですけどね、結果を知らせていくのももちろんそれは大事だと思うんですけど、やっぱり一番大事なのは共につくっていくという、つくる段階、今回の場合はちょっと間に合わないかとは思いますが、つくっていく段階でやっぱり自治会とか、それを通して隣保に下ろすとか、各種団体にもっともっと下ろしていくとか、そういうふうなことをやっていって、何年もかけてみんなで作っていくみたいなね、そういうやっぱり方向が必要なんじゃないかなというふうに思うんですけど、でき上がったものをももちろん周知するのも大事ですけども、やっぱりつくっていく段階から参加できたら、やっぱりその中で市民も、ああ、じゃあ、自分たちはこういうことを自分たちで頑張ろうというふうに、やってもら、やってもらばかりじゃなくって、自分たちもこういうことを頑張ろうというふうに、そういう意識づけにもなっていくんじゃないかなと思うんですけど、そのあたりをちょっといつも思うんですけど、考えていただければなと思うんですけど、いかがですかね。

○神吉委員長 西嶋課長。

○西嶋地域創生課長 総合計画に市民の皆さんの声を反映させるということは委員おっしゃるとおり非常に重要であるというふうに思っております。

御存じのように、本計画の策定におきましてもアンケート調査でありましたり、市民の皆さんによるワークショップであったり、高校生のワークショップ、また各種団体との意見交換ということも実施しております、そのことについては取組の方向性という形で整理をしております。計画策定の委員会におきましても時間をかけて丁寧に議論してきておりますし、これからも丁寧に取組みたいというふうに考えております。

委員おっしゃる自治会や隣保等というようなところの議論、このことにつきましては、以前も一度今井委員さんの御質問にお答えしたかも分かりませんが、少子・高齢化が進む中において、やはり現在直面している地域の困り事、そういったものをどのように解決していくのか、そういった課題解決に関してはやはり時間をかけて地域でできること、できないことなどを整理しまして、自治会や地域の具体的なそういったエリア的なまちづくり計画というのを自分たちで自らつくり上げていくということについては、もう委員おっしゃるような、そのような方法が非常に重要だというふうに考えております。

計画の種類によりまして、その計画は主体は誰なのか、また、取組の実践活動は誰が担うのか、そういうようなことを考えながら、計画策定の手法というものも個々個別にやはり考えていくことになるのかなというふうに考えております。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 本当に職員の皆さんも少ない人数の中でいろいろと頑張っておられるというのはよく分かるんです。だから、例えばでき上がった冊子の中で、このページのこの文言は自分たちが言うたからここに載ったんやでとかっていうようなものがそれぞれの市民の中にいっぱい出てきたら、ああ、やっぱりみんな自分のものになっていくんじゃないかなと思うんですね。ちょっとそういうことを今言われた隣保とか自治会とかアンケートとか、されているのは分かるんですけども、それが後期のこの計画に少しでもやっぱり反映されていくような形でしていってもらえるように、それはお願いいたします。

以上で結構です。

○神吉委員長 審査の途中ですが、ここで休憩をいたします。

10時30分まで休憩します。

午前10時19分休憩

---

午前10時30分再開

○神吉委員長 休憩を解き、委員会を再開します。

次の事業に移ります。

今井委員。

○今井委員 そしたら、主要施策38ページの木育・ウッドスタート事業についてお聞きします。

市長公室で出てきている部分の範囲で結構なんで、要するに統括をここでされていると思うんですけども、基本的にもう何年か継続されてますが、これやってきて市民からの反響とか、評価とか、そのあたりについてちょっとお伺いしたいです。

以上です。

○神吉委員長 西嶋課長。

○西嶋地域創生課長 それでは、取りまとめというところでお答えをさせていただきます。

宍粟市の木育につきましては、御存じのように、木を好きな人を育てる活動としておりまして、教育や子育て、そういったところに木育を取り入れる活動を行っています。地域創生課では幼稚園、こども園、保育所の子どもを対象として木育玩具づくりのワークショップであったり、中高生への木育新聞の配付、また社会福祉課では、誕生祝い品としてしそりの箱庭の贈呈、それと市内の小中学校においては、

いきいきプロジェクトによる森林教育活動、それと子育て支援センターでは、いちのびあの木製玩具の開放であったり、波賀でおもちゃ図書館での玩具貸出し、そういったものを行っており、子どもの心に残ってくれるような活動について取り組んでおります。

市民の皆さんの声というところがございますが、まず誕生祝い品につきましては、やはり積み木が手頃な大きさであって、子どもにとっては安全だというようなこと、また宍粟市らしい祝い品だというようなこともおっしゃっていただいています。また、木育ワークショップにつきましては、幼稚園、保育所、こども園の先生方の実績発表会を開催していただいております、その中で非常にいい取組であって、子どもたちにとっては次年度も取り組み続けていっていただくことがそういうことにつながるかなというようなことも意見交換をしていただいているところです。

また、いちのびあの木製玩具では、新聞でもありましたように、遠くからそういったものを求めて来られるということについては、やはり宍粟市ならではのそういう木育というものが市民の皆さん以外にも伝えられているのかなというふうに感想を持っております。

以上です。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 分かりました。本当にいい取組だと思うのでどんどん拡充してやっていただきたいなと思います。

以上です。

○神吉委員長 次の委員、お願いします。

津田委員。

○津田委員 これも継続事業で評価の中で木育に取り組む意識の醸成を何をもってこの辺が図られていると判断しているのか、その辺を聞かせてください。

○神吉委員長 西嶋課長。

○西嶋地域創生課長 先ほども御答弁させていただきましたように、やはり木育は木が好きを育てるという心や生活に浸透させるということが必要でありまして、この取組はやはり息の長いものであるかなというふうに考えております。

心や生活が短期間で変わると、そのことを評価するというようなことは、今では困難であろうというふうに考えておりまして、このことにつきましては、総合計画後期基本計画の中において、新たに木育の視点というのを取り入れさせていただいたところでありまして、今後、総合計画策定時のアンケート調査、そういったもの

の中に木育のそういった心に響くような何かアンケート項目を作りまして、その意識を継続して調査していくことによって、どのように市民の皆さんが木育に対しての考えを変えてこられたのかというようなところを少し見ていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○神吉委員長 津田委員。

○津田委員 そしたら令和2年度に関しては、例えば木育新聞なんかのアンケートであったりとか、これを見てどういう感想を得たとか、そういったアンケートなんかは実施はされてないということですかね。

○神吉委員長 西嶋課長。

○西嶋地域創生課長 令和2年度の木育新聞の配付は、小学校、中学校の生徒というところになっておりますが、その生徒から直接アンケートというようなところについては聴取はしておりません。ただ、教員の先生からは非常にいい機会だというふうにいつも言っていておりますので、そのことが子どもたちにもしっかりと伝わるようにさらに引き続いて取り組んでいきたいというふうに思っております。

○神吉委員長 次の事業へ移ります。今井委員。

○今井委員 続いて、同じページの下のほうの特別定額給付金事業についてお伺いします。

まず、最終的に届出先不明とか等々、渡せなかった人数は何人か。あるいは辞退された人数は何人かというのを教えてください。

それから、今後もこのようなことが考えられますので、今回全市民に10万円渡すとかというのは今までになかったことが行われたわけで、これを行ったことで得られたことであるとか、今後に向けての課題等々、分かったことを教えていただきたいと思います。

以上です。

○神吉委員長 西嶋課長。

○西嶋地域創生課長 まず、最終的に渡せなかった人ということでございますが、未申請の件数については35件という形になっています。そのうち辞退された方は3件という形です。

それと、得られたことはというところですが、今回申請の添付書類として、本人確認資料の写しというものが必要でありました。市内の金融機関とかJA、また郵便局、また一部の自治会におきましてコピーの無料サービスというのを実施して

いただきましたり、また申請書の書き方のサポートというのをそういった窓口で行っていただいております。昨年は初めての緊急事態宣言下で市民の皆さんも非常に不安に思われていたというふうに思いますが、官・民・自治会などが協力して早期にこの困難を克服できた、給付できたというようなことは少し得られたことかなというふうに感じております。

また、課題ということに関しましては、コロナ禍という形で非常に対面が制限される中で、郵便やオンラインによる申請が推奨されておりました。そのことについては非常に高齢者の皆さんは難儀をされたんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

○神吉委員長 よろしいか。

次の事業へ移ります。大畑委員。

○大畑委員 それでは、部局資料で出していただいておりますブナ基金、ふるさと納税の状況について質疑をいたします。

まず、この資料の質疑をする前に、宍粟市の方が宍粟市以外へ寄附をされていると思うんですけど、その額がどのぐらいなのかということと、あと、それについては交付税に算入をまたされるということも伺うんですが、何%交付税に算入されている、どういうふうになっていくのか、その仕組みも含めて教えてください。

○神吉委員長 西嶋課長。

○西嶋地域創生課長 御質疑にお答えします。

まず、令和2年度といいますか、1月から12月というふうに課税年度でお答えさせていただきますが、宍粟市の方が市外に寄附されている金額は5,039万49円という額です。このうち、住民税が控除されるであろうという額が2,326万7,189円という額になります。この2,326万7,189円の4分の3が交付税として措置されるというルールになっておりまして、宍粟市の実施負担はその4分の1の581万6,798円という形になります。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 分かりました。では、3ページのほうに入らせていただくんですが、このふるさと納税の活用と充当、そのあたり、3、4ページにわたるんですかね、ついてちょっと質問させていただこうと思うんですが、まず、令和2年度のふるさと納税実質は2億4,000万何がしをいただいておりますが、そのうち令和2年度

で充当されているのが約1億4,600万円ぐらいになっていますね。ですから、令和2年度の納税いただいている金額のうち活用しているのが半分いってないですね。これは想像しますと、多分この令和元年度末の基金残高を目安に多分決めてはるんかなと思ったんですけども、そういう解釈でよろしいでしょうか。

○神吉委員長 西嶋課長。

○西嶋地域創生課長 活用の金額を予算に反映させるという意味では、今おっしゃったとおりでございます。少し質問の趣旨としましては、充当金額が事務費と比べて少ないんじゃないかというような意味だというふうに。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 最初の質問は、予算上の問題として令和元年度の残高が目安になっているという解釈でよろしいわけですね。

○神吉委員長 西嶋課長。

○西嶋地域創生課長 はい、おっしゃるとおりです。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 それで、質疑なんですけども、令和2年度にせっかく頂いて、寄附者のこういう事業に活用してほしいという意向もございますよね。それが当該年度に反映されないというのは残念なので、ある程度確定する、6月に確定するのかな。ですから、その後補正とか、そういうことで当該年度にもう少し活用事業として執行してもいいんじゃないかなというふうに思いますが、そのあたりどういう考えなんでしょうか。

○神吉委員長 西嶋課長。

○西嶋地域創生課長 このブナ基金の充当につきましては、主に新規と拡充事業というのを優先的に充当させていただいております。現在、この新規・拡充事業に限って言いますと、国からの地方創生推進交付金であったり、ひょうご地域創生交付金というのがございまして、ちょうどブナ事業に充当する事業とダブっているんですね。ですから、国の補助金であったり、県の補助金を先に充当しまして、その残りをブナ基金という形で充当しておりますので、結果的にブナ基金の充当額が少なくなってきた。また、年度途中で新規拡充事業がございましたら、当然ブナ基金の活用という形では計上させていただいております。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 そこは分かりました。今度は、令和2年度の活用事業のほうに充当する金額と、それから返礼品とか事務費、そちらに使う割合で質問をしているんですが、

全体の中で返礼品のほうが7割強費用がかかっているわけですね。ですから、実際返礼品も令和2年度から変わったんかいね、制限が設けられて、地産のものという、地元で取れたり、あるいは地元で加工するものと限定されてきたと思うんですね。あまり大きな返礼品は出せなくなってきたと思うんですが、事業のほうに充当する金額が3割を切ってしまうということ、このあたりはどうなんですかね、こういうふうに結果的になってしまおうんでしょうか。

○神吉委員長 西嶋課長。

○西嶋地域創生課長 令和元年度から総務省通知という形で非常に高額な返礼品についてはいかがなものかという通知の中で、今現在3割程度という形で進めております。

先ほども申しましたように、まず1点目の要素としましては、先に国県の補助金を充当しておりますので、仮にこの国県の補助金がなくなれば、この金額、例えば地方創生推進交付金ですと800万円程度、今年の決算で出ています。また、ひょうごの交付金については5,000万円程度という形になりますので、こういった金額が全部ではないにしても、なくなれば、ブナ基金の充当というふうが増えてくるという形になります。

また、寄附者の方から寄附を頂いておりますので、基本的にはやはりこの寄附があったから宍粟市としては新たに事業をしたとか、拡充しましたよという形で寄附者の皆さんに公表させていただくということを今ルールとしては決めておりますので、継続的に発生する継続事業については今現在は充当を控えているというような状況でございまして、そういったところも要因としてはあるのかなというふうを考えております。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 活用事業の金額が少ないのは、先に国県の補助金を使っているのにならっているということですが、国県の補助金を事業に乗せた場合、4,100万円ですけど、令和2年度、実際総額としてどのぐらいになっていますでしょうかというのが1点。

それから、それぞれ寄附の意向が区分で1番から8番までの分類で寄附の意向を示されておっても、基金に積んでしまうと、それが基金取崩しのときに反映されているのかいないのか、そのあたりもちょっと分からないので、2点お伺いいたします。

○神吉委員長 西嶋課長。



○西嶋地域創生課長 先ほどの御質問につきましては、活用事業については約4,100万円程度という形で実績が上がっておりまして、ひょうごの交付金であったり、国の補助金であったりをオンしますと、おおむねこれが1億円程度になるのかなあというふうに考えております。

おおむね令和2年度の実績としましては、もし仮に補助がなかったら、半分半分ぐらいになっていたのかなあというふうなことを思っております。

また、先ほどおっしゃいましたように、寄附については寄附者の意向により環境、観光等々の区分によって寄附をいただいているものと、選択がないものという形です。この管理にしましては、基金に積み上げますと合算になりますが、しっかりこの区分ごとに新規事業、拡充事業という形で充当をするように、そのようなルールで行っているところです。資料については3ページで1番が寄附の基金の残高、2番が充当させていただいたところという形で、6番として各区分ごとに残っているよというふうに表示をさせていただいております。

以上です。

○神吉委員長 よろしいか。

次の委員をお願いします。津田委員。

○津田委員 このふるさと納税、同じところなんですけども、今回10万円以上の高額寄附コースでコース設定を設けて拡充を図ったとなってますけど、実際1万円単位で増やして行って、令和元年と比べてどうだったのかという部分と、クラウドファンディングで1団体の募集内容と、その成果のほうをお願いします。

○神吉委員長 西嶋課長。

○西嶋地域創生課長 まず10万円以上の高額寄附というところの御質疑ですが、新たに25万円のコースというのを令和2年度には設けておりまして、150万円の寄附をそのコースによって頂いております。

また、クラウドファンディングでございますが、募集の内容というのは、学校跡地のリノベーションとしてゲストハウスに改修するというような取組でございました。

寄附金を募集しまして、成果としましては、募集团体に対して157万744円を支援として交付をさせていただいたところです。

以上です。

○神吉委員長 津田委員。

○津田委員 年々令和元年から令和2年にかけて高額寄附というのは増えているんで

すか、推移的に。10万円以上の高額寄附というのは、件数的にはどうなんですか。

○神吉委員長 西嶋課長。

○西嶋地域創生課長 令和2年度につきましては、50万円、100万円等々の寄附についても設定がありまして、ちょうど千葉で停電がありまして、そのことが一つの要因としまして、市内の企業さんのソーラーシートであったり、またコロナ禍で家庭需要ということでスクリーンであったり、そういったものが非常に高額商品として寄附をいただいたというふうになっております。基本的には高額商品というのはなかなか寄附をいただけるということは難しいんですが、需要需要で特化していけば、寄附は見込めるかなというふうにも考えております。

○神吉委員長 次の委員、お願いします。八木委員。

○八木委員 すみません。私のほうもふるさと納税推進事業の関係なんですけども、決算書のほうの80ページのほうに委託料のちょっと内訳が載ってるんですけども、その中の受領証明発行等業務委託料ってあるんですけども、しようもないことを聞くんですけども、これは当局のほうではできないんでしょうか。

○神吉委員長 西嶋課長。

○西嶋地域創生課長 少し御質疑に対して回答が長くなりますが、お許してください。説明をさせていただきたいと思います。

受領証明書の発行業務の内容については、1件の寄附者に対しましては、まず三つ折り圧着はがきによりましてお礼状と寄附証明書、そういったものを作成、発送をしております。ちょっとどんなものかイメージ、今日持って来させていただいたんですが、これが三つ折りの圧着はがきになります。ここにLINEの紹介であったり、ここは音水湖の夜景、圧着なんでこういうとじ込みになりますけども、中に市長のお礼状と寄附の証明書というような形で、こういったものを発送をしております。

複数者の寄附者に対しましては、長3の封筒、それにお礼状とか証明書、また先ほど言いましたLINEの紹介であったりチラシ、そういったものを折込みで3点で送っております。また、複数者の中でもワンストップ特例といいまして、確定申告をしなくても大丈夫だよという制度がございますが、その希望者に対しましては確認、A4の封筒によりまして、そういった礼状等々についても一緒に送付をしているところでございます。

送付後につきましては、寄附者へのお礼状の送付、このお礼状ですね。これも兼ねていることから、週に1回、発送と。当然寄附をいただいたので即発送という形

を取らせていただいております。おおむね年間、令和2年度の実績ですが、圧着はがきが3,700通、それと長3の封筒が1,500通、それと角2の封筒が2,600通というふうになっておりまして、1通当たりの単価契約、中に入れるものが全て違います。複数ですと、寄附者が3件も4件もということになると、礼状も3件、4件というふうになっていきます。

その業務委託料の中には、郵便料というの也被まされております。これが72万円という形になりますので、実質の経費としましては175万円が経費としてかかっているということです。

御質疑のように、この本業務につきまして自前でできないかということに関しましては、まず、個人情報を取扱うということになりますので、自前ですと、この圧着はがきが封筒ということになろうかと思ひます。封筒になりますと、郵便料が増額ということになりますし、また、これを自前でするには消耗品であったり、会計年度任用職員の人件費ということが発生します。経費を比較しますと、経費的にはさほど変わらないというのが現状でございます。むしろ内容物は個人ごとに全て異なりますので、その作業についてはやはりダブルチェック、複数人のチェックということが必ず必要になってきます。職員がそれに関わると実質的にはそういった手間であったり、経費であったりというのは高くついていくということございまして、現時点では経費的に同程度ということございまして、ふるさと納税に関わる会計年度任用職員や担当者が充実したサイト管理や広告宣伝の実施、また返礼品の開拓に時間を割くということが寄附を獲得することにつながりますので、また圧着はがきのように効果的な案内、こういった形で効果的な案内ということで少しでも寄附者のレポートにつなげていきたいというふうを考えておりますので、当然委員おっしゃるように費用対効果というのも十分見定めながら、現時点ではこの業務委託については、続けていけたらなというふうを考えております。

以上です。

○神吉委員長 続いて次の事業へ移ります。大畑委員。

○大畑委員 主要施策の成果説明39ページと、それから委員会資料24ページでございますが、高齢運転者の免許自主返納促進事業について、その成果について伺いたいというふうに思ひます。

まず、はつらつチケットですね、500枚つづりだと思ひますが、これを134人の方に交付実績がございまして、全体何人ぐらいの返納者に対してこの人数なのかということでの評価を伺いたいと思ひます。

それと、委員会資料24ページでは、134人にこのチケットを渡されてますので、枚数としては1万3,400枚、これがうまく公共交通に乗り換えていただけたら事故防止につながるという目的だろうと思うのですが、その補助金実績として全部で33万7,000円ということなんですが、これらについての成果をどのように考えておられるのか、最初に質問したいと思います。

○神吉委員長 村上課長。

○村上危機管理課長 失礼いたします。危機管理課の村上でございます。よろしくお願いいたします。

はつらつチケットの交付実績の評価につきましては、参考としまして令和2年度の宍粟警察署で受け付けされました運転経歴証明書の発行件数、これが238件でございます。なお、この238件につきましては、65歳以下等の方も含まれております。そのうち、はつらつチケットの交付割合が56%となっております。よって、免許返納者におきます本事業のニーズにつきましては、高いものであると考えております。

それと、2点目の公共交通の利用実績と単年度の交付枚数についての補助金決算額での成果についてでございますが、令和2年度のはつらつチケットの利用実績は補助金額で33万7,000円、令和元年度が43万1,300円でありました。令和2年度はコロナ禍による外出の自粛などの影響によりバスの利用が控えられたのが利用が低かった要因の一つにあるのではないかと考えております。

以上でございます。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 まず、警察のところでお調べになっている高齢者以外の方も含まれますが238件で、交付実績が56%で高いというふうにおっしゃったんですが、高いという評価されている、もう少しなぜ56%で高評価なのかということと、それから、このチケットを交付するということの周知ですね、該当者に対してどのような周知をされててこういう実績になっているのかというのを教えてください。

○神吉委員長 村上課長。

○村上危機管理課長 先ほど申しました65歳以下等につきましては、安富の方も含まれております。そこをちょっと区分することができないので、そういった言い方をさせていただきます。

それと、バスの利用につきましては、ちょっと運動機能や認知機能の低下などで公共交通のほうを利用されることが難しい方もいらっしゃいますので、そういう方もやはり控えられたのかなというところもでございます。

それと、啓発のほうなんですけど、高齢者向けの交通安全教室や高齢者大学、またしーたん通信、ホームページ等で本事業の啓発のほうを行いたいと考えております。以上でございます。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 非常に利用実績が少ないので、どうかなと思ってたんですけど、それはコロナというふうにおっしゃってますが、それは想像ですよ。当初予算の段階でもこの事業に対しては55万円という予算ですので、そのときにどんな議論があったかはっきり覚えてないんですが、全体が公共交通に乗り換えてもらう、返納者がですね、公共交通で移動してもらうというもともとの設計になってないですよ、55万円ですから。そこはどのように考えておられるんですか。

○神吉委員長 村上課長。

○村上危機管理課長 本事業の狙いとしまして、65歳以上の運転免許自主返納者に対しまして公共交通利用を支援をすることによりまして、高齢者が免許を返納しやすい環境をつくるというのが本事業の目的でございますが、どうしても免許を返納しなさいというものではなくて、本人、家族の方が自らの運転免許の保有について、考えていただくきっかけづくりの一つとしても考えていただきたいと考えております。はつらつチケットを利用していただいて、公共交通のほうもまた利用していただくという、きっかけになるんじゃないかと考えております。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 そうなんですけどね、私が尋ねているのは、返納、それはもう本人とか家族の意向によりますけど、受け取られたうちに利用されているのが非常に少ないでしょう。だから、予算の金額というのは公共交通を利用される予算であったり、決算になるわけですね。もともと55万円というのが返納者全体が公共交通に乗ってもらうという制度設計になってないですねというふうにお尋ねしているんですね。ですから、田舎に住んでいたら、返納したほうがいいけども、返納してしまったりもう動けないと、買い物にも行けないということがあるので、そういう御心配がないよというということで、このはつらつチケットを渡して公共交通でお出かけくださいみたいな仕掛けやろうと思うんだけど、それが十分になってないんじゃないでしょうかということをお尋ねしているんですけど、そのあたりはどうお考えでしょうかということなんです。

○神吉委員長 村上課長。

○村上危機管理課長 失礼します。このはつらつチケットのほうにつきましては、過年度に交付してある分についても利用ができます、利用期間中であれば。それと、令和2年8月にはつらつチケットのアンケートを採らせていただいております。中で、はつらつチケットの利用の頻度としまして、週1回以上が22%、それから月1回以上が41%というような形になっております。やはり通院で利用される方が結構このチケットが多いようでございます。そういったところから利用については高齢者の方、通院の月1回の利用というのが多いようで、こういうような実績になってきておるのかなと考えております。

○神吉委員長 よろしいですね。続いての委員、垣口委員。

○垣口委員 今先ほどの話で大分分かりましたんで、あれなんですけども、こういう予算額ですけども、何人ぐらいの返納者があるということを見越して毎年お組みになっておられるんでしょうか。簡潔にお答えいただけたらと思います。

○神吉委員長 村上課長。

○村上危機管理課長 失礼します。はつらつチケットの申請が平成30年度の実績で131人ございました。令和2年度の予算要求時点で令和元年度の実績見込数か200人と考えており、令和2年度の当初予算につきましては250人程度本事業で申請があるという見込みで予算のほうを立てさせていただいております。

以上です。

○神吉委員長 次の事業へ移ります。

津田委員。

○津田委員 防犯カメラ設置補助事業について質疑させていただきます。これ当初の目標が設置台数の目標が7台で52万円の予算計上されてまして、結果12台で24万円、この決算の理由が1台当たりで計算、当初見てたら目標値、何かものすごい金額が低く感じるんですけど、その金額の根拠と、この台数で地域の要望に全て応えられたのか、その辺をお尋ねします。

○神吉委員長 村上課長。

○村上危機管理課長 設置台数の目標数に対して決算額において地域の要望に応えられたのかというような御質問を頂いております。令和2年度当初において、令和元年度の実績に基づき5自治会7台分として30万円を計上させていただいております。しかしながら、4月以降想定以上の12自治会から14台の補助要望がございました。9月議会におきまして補正予算で不足見込額を計上し、お認めいただきました結果、最終予算額が52万円となっております。最終的には県へ要望された14台全て

が補助対象となりまして、補助対象等が採択されたことによりまして、結果的に28万円が予算残となっております。

自治会要望箇所の全てが設置できましたので、各自治会の要望につきましては、お応えできたと考えております。

以上です。

○神吉委員長 次の委員、お願いします。八木委員。

○八木委員 私のほうからも同じことなんですけども、これまでも自治会等にかなりの数が設置されたと思うんですけども、現状を見られて抑止力があるのかどうか、検証されているのかというのをちょっとお伺いしたいなと思っています。私自身も防犯カメラ設置するのは防犯上大変いいことじゃないかなと思うんですけども、やっぱりプライバシーのこともありますんで、ちょっとお伺いしたいです。

○神吉委員長 村上課長。

○村上危機管理課長 カメラの犯罪抑止力の検証につきましては、設置された場所、個別については検証のほうは行っておりませんが、市内の刑法犯罪認知件数につきましては、平成26年度の値で221件でございました。令和2年度の値が126件と、95件大幅に減少しております。こういったことから、この防犯カメラにつきましても犯罪抑止力の一つにはつながっているのではないかと考えております。

以上です。

○神吉委員長 よろしいか。次の事業へ移ります。

八木委員。

○八木委員 私のほうから消防団員運転免許取得等補助金のことにちょっとお伺いたします。

予算額に対して少ないんですけども、資料の28ページの結果では、効果があったとされているんですけども、減額した理由というのはどういうものなんでしょうか。

○神吉委員長 村上課長。

○村上危機管理課長 消防団員運転免許取得等補助金につきましては、当初予算におきまして、準中型免許取得を1名、それからオートマチック限定解除を5名分を予算化させていただいております。昨年からの新型コロナの影響によりまして、団員の中で免許取得の希望があるものの、社会生活の中でいろんな部分が行動制限されております。それで消防団活動におきましても訓練等に制限がある中、昨年度は免許取得をとどまられたという経緯がございます。

なお、実績といたしまして、その中でも2名の団員がオートマチック限定解除を

できたということで、その団員が将来にわたりまして消防団の車両が運転でき、有事に対応できるということでございますので、効果があったと判断させていただいております。

以上です。

○神吉委員長 八木委員。

○八木委員 すみません。あと、もう一つ、ちょっとお伺いしたいんですけども、前年度は3台の新型の新しいのが導入されたと書いてあるんですけども、その3台はミッション車なのでしょうか。それともオートマチック車なのでしょうか。

○神吉委員長 村上課長。

○村上危機管理課長 オートマチック車を導入させていただいております。

○神吉委員長 八木委員。

○八木委員 ほな、3台ともオートマチック車ということで、そしたらオートマチック限定の免許を持っておられる方も、多分団員の方にもかなりいると思うんですけども、今後そういうオートマチックの車が増えるとなれば、こういう補助金というのはどうなるんでしょうかね、準中型というのがあると思うんですけども、そういうところはどうなんでしょうか。

○神吉委員長 村上課長。

○村上危機管理課長 平成29年3月の免許の改正によりまして、普通免許が車両重量が3.5トン未満、最大積載量が2.0トン、それから定員が10人以下、受験資格が18歳以上となっております。この免許ですと、今のポンプ自動車のほうが乗車できないというようなことになりますので、この準中型免許の取得を活用していただけたらと考えております。

以上です。

○神吉委員長 次の事業へ移ります。

津田委員。

○津田委員 部局資料の8ページなんですけども、この表を見る限り、令和2年度成果が出ているんですけども、この要因はどういうふうに分析されているんでしょうか。

○神吉委員長 西嶋課長。

○西嶋地域創生課長 全庁的な取組としまして、現年度分の課税の徴収をまず徹底をするということで、新たな滞納をつくらないということを徹底しております。

それと、年4回収納状況を所管委員会に報告する、このことによって、収納状況



の把握と委員会からのチェック機能、また内部のチェック機能と、双方の強化が図られているというふうに考えております。

また、税ではクレジット収納による納税環境が向上してきたということも要因であるかと思えます。

それと、滞納債権、また徴収に関しましては、徴収の整理強化月間というのを設けておりまして、県との共同催告などによりまして徴収強化、そういったことも図ってきておりまして、やはり一つ一つの継続した取組ということが積み重ねた結果というふうに考えております。

○神吉委員長 よろしいか。次の事業です。

津田委員。

○津田委員 部局資料の13ページです。このオンライン会議システムの導入事業なんですけども、この実際どのようなシステムを導入したのか。あと委託先の選定理由は。その辺をお聞かせください。

○神吉委員長 西嶋課長。

○西嶋地域創生課長 13ページの24番のところというふうに捉えております。地域創生課としましては、ウェブ会議用のカメラ付きのノートパソコンというのを20台入札により調達しております。資料にあります上から二つことにつきましては、Web会議システム構築業務、ネットワーク構築業務、このことになりましたが、業務内容につきましては、本庁や市民局間等のネットワークの構築ということになりますので、その部分につきましては申し訳ございませんが、総務部の審査時にお聞きいただきたいというふうに思います。

○神吉委員長 それでは、次の事業です。

今井委員。

○今井委員 部局資料の21ページ、あるいは25、26ページも一緒なんですけども、100万円以上の契約で随意契約が非常に多いように思うんです。随意契約、ちょっと随意契約をしてもよいというルールがあると思うんですけども、ちょっとそのあたりも含めてこの辺の説明をお願いしたいと思うんです。

○神吉委員長 なぜこのようになるかということですね。西嶋課長。

○西嶋地域創生課長 それでは、複数の所管にわたっておりますが、一括でお答えさせていただきたいと思えます。

部局資料の21ページにつきましては、番号1、番号6、番号8につきましては、プレゼンテーション方式によりまして、契約候補者を選定しております。その結果、

入札を経ない契約として随意契約を行っております。根拠としましては、地方自治法施行令167条の2第1項第2号という形になります。

また、4番目につきましては、業務の内容が専門的で機器の配置や屋内配線等の状況を熟知している業者によって行ってもらおうという形で、これも随意契約という形で、根拠としましては施行令の第6号になります。

また、7番につきましては、特殊な業務でありまして、入札に準じて見積もり徴収、公告を行っております。結果、最低見積者と随意契約したという形になりますので、これも地方自治法施行令の第2号という形になります。

以上です。

○神吉委員長 よろしいか。次に行きます。

引き続き、津田委員。

○津田委員 私も同じところなんですけども、この工事設計監理業務が随意契約になっている、この理由ですね、これは随意契約の第何号に、どれに該当するのか。

○神吉委員長 答弁できますか。西嶋課長。

○西嶋地域創生課長 これプレゼンテーション方式という形になりますので、基本的には契約候補者をまずプレゼンテーションで選定をします。それによりまして契約を行いますので、随意契約にはかわらないんですが、先ほど言いましたように、地方自治法施行令の第2号に分類されるというふうに明記されております。

○神吉委員長 よろしいか。津田委員。

○津田委員 また、これ確認しとくんですけど、これ、今、宍粟市のほうで随意契約のガイドラインとか、こういったのはあるんですかね。

○神吉委員長 西嶋課長。

○西嶋地域創生課長 今まで考え方というのは整理をされておりましたが、しっかりガイドラインとして市として統一したのは令和3年4月1日に文書化して職員には周知されております。

○神吉委員長 次の事業へ移ります。

山下委員。

○山下委員 それでは資料を提出していただきました令和2年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用状況ということについて、たくさんの資料の提出をありがとうございました。それで、令和2年度のコロナ関係の感染症対応のための交付金の決定額が9億3,609万円ということで、その中でいろいろな部署にわたっておりますので、私は市長公室の部署に対しての質問をさせていただいた

いと思うわけでありますが、サーモカメラ等の購入998万6,000円について、その性能、配置状況、総合的に見て効果的だったと言えるのかどうか、評価を伺いたいと思います。

○神吉委員長 西嶋課長。

○西嶋地域創生課長 御質疑の備品につきましては、先ほどおっしゃったように新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金を活用しまして、新型コロナウイルスの感染拡大防止として購入をしたものでございます。公共の場におきまして、不特定多数の方が来られる場所にて、人との接触、こういったことをすることなく、体温が計測でき、またかつ体温を計測することで自己の体調管理、このことの意識を高めていただくということにつながっていると考えておりまして、効果があるというふうに捉えております。

御質疑の中にありましたように、地域創生課では購入した備品の性能とか、また設置場所ということの詳細については把握しかねておりますので、詳細についてはそれぞれの歳出を行った部局の審査時にお聞きいただきたいというふうに考えております。

○神吉委員長 山下委員。

○山下委員 あとは各部局の審査時にも聞いていきたいとは思いますが、そこで、このサーモカメラ等が効果があるというふうにおっしゃったわけで、非常に外気温や日光の影響を受けるみたいな形で、外気温が非常に高いときは発熱のおそれがありますというのをサーモカメラが連発しているような場合もありました。それで、例えば記録映像とかが残せるモデルだと、効果がよりあるというようなことを聞いたことがあるのですが、そのあたりのところはお尋ねしていいものならお答えをお願いいたします。

○神吉委員長 西嶋課長。

○西嶋地域創生課長 機能のところについては把握をしておりますが、基本的に今回の新型コロナウイルスの対処方針でも市民の皆さんには体調管理として、まず起きられたときであったり、外出されるときに体温を計測していただいて、体調管理を行っていただきながら、また、予防的に公共施設であったり、いろんな施設に入るときに確認をしていただくというような、ダブルチェックといえますか、そういうふうなことになろうかなというふうに思っております。

あくまでもサーモカメラによりまして、一つでそのことが達成できるのではないということで、複数のいろいろな取組によって感染症対策の防止に努めているとい

うところであるかなというふうに思っております。

ただ、先ほどおっしゃったような要因、原因というふうなことがあるかどうかについて、御確認をいただきたいんですが、ただ、本庁の下に置いている機器についてもいろいろな市民の皆さんからの配置の場所とか、効果的な場所というような形のものも御指摘をいただきまして、今最終的にあの場所になっているというようなことですので、各部局で聞いていただいて、もし、よりその機械が効率的に使えるというふうなことがあれば、そのように対処もしていかなくてははいけな  
いかなというふうに捉えております。

○神吉委員長 よろしいね。はい。

続いて行かせていただきます。大畑委員。

○大畑委員 資料はないんですけども、前から業務継続計画、BCPの計画を策定というふうに聞いておったんですが、今、その進捗状況はどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

○神吉委員長 村上課長。

○村上危機管理課長 失礼します。業務継続計画につきましては、以前より計画策定に向けて事務を進めておりましたが、新型コロナウイルス感染症の対策や人との接触の制限や、また組織の再編に伴いまして、改めて優先業務の洗い出しを行う等の必要がございます。策定のほうにはちょっと時間を要しておりますので、御理解のほうをお願いいたします。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 状況は分かりましたが、その見込みとしてはいつ頃を考えておられるのでしょうか。

○神吉委員長 村上課長。

○村上危機管理課長 できるだけ早く策定はしたいと考えております。また形になり次第、委員会のほうで報告させていただきたいと思っております。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 分かりました。委員長、ちょっと戻るんですけど、25ページ、26ページのことについて質疑させてもらいたいんですけど、よろしいですか。委託業務の関係と、それから、その次の備品購入。

○神吉委員長 まず、発言通告における質疑は終了しました。

そのほかで質疑を受けたいと思います。

大畑委員。

○大畑委員 先ほど随意契約の説明がありましたので、その関連で再度確認をさせていただきたいんですが、25ページの1番と6番、防災センター管理費の関係の随意契約二つについて御説明をいただきたいのと、それから、26ページは、消防費の災害対策費で2番、3番、この随意契約について御説明をお願いいたします。

○神吉委員長 村上課長。

○村上危機管理課長 すみません。これ資料に誤りがございます。1につきましては、一般競争でございます。申し訳ございません。防災センター特定建築物環境衛生管理業務です。一般なんです。申し訳ございません。

あと6ですね、防災センターの備蓄庫につきましては、雨漏りということがございまして、緊急性がありますことから、予定価格が規則第24条を超えておりませんので、見積もり依頼をかけまして、見積もり徴収によりまして、契約のほうをさせていただいております。

それと、避難所用の間仕切りの購入につきましても緊急性がありまして、市内外の消防防災用具の登録業者等で見積もり徴収を行い、契約のほうをさせていただいております。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 すみません、屋根の防水のやつは、少額の契約に該当するとおっしゃったんですか。24条というのは。

○神吉委員長 村上課長。

○村上危機管理課長 24条のほうと避難所の間仕切りの購入と、屋上の防水の改修工事でございます。30社に見積もり依頼をかけて、見積もり徴収によりまして契約のほうをさせていただいております。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 随意契約ができる何号のことをおっしゃっているのか分からないんですけども、24条の少額契約に該当ということをおっしゃっているんですか。屋根のやつをもう一度お願いします。

○神吉委員長 村上課長。

○村上危機管理課長 緊急性により随意契約のほうを見積もり徴収でさせていただいております。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 緊急性というのは随意契約の中に緊急の必要によるものという、そこに該当するということをおっしゃっているわけですね。その緊急というのは、条例上はその緊急性をどのように書いてあるんですか。

○神吉委員長 答弁できますか。西嶋課長。

○西嶋地域創生課長 その緊急性のところですが、市の判断としましては第5号が緊急性のところの条文になります。基本的には緊急に施工しなければならない工事であって、競争入札に付す時間に余裕がないときという決めでございまして、この場合ですと、施設の状態を放置することで利用者の皆さんに不便を与えるという判断の中から、入札に付さず見積もり徴収で随意契約を行ったという案件になるかなというふうに捉えております。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 それは防災センターの雨漏りの話ですね。ちょっと前々から指摘されておったからね、雨漏りのは。だから、ちょっと緊急性というよりも競争入札が妥当だったのと違うかなというふうに思いますけど、そういうことやね。

それから、もう一つ、備品購入なんですけども、この避難所の間仕切りとか防災のワンタッチの間仕切りとかで759万円随意契約って、非常に高額だなあというふうに思うんですけども、こういうようなのはいろんな業者間の競争入札に付すべきだったんじゃないんでしょうか。これも緊急性ということでは言われましたけども、その緊急性というのはどういう緊急性なんでしょうか。

○神吉委員長 石戸副課長。

○石戸危機管理課副課長 失礼します。危機管理課副課長の石戸といいます。よろしくお願ひします。

この間仕切りにつきましては、報道のほうでも出ているかと思うんですけども、各避難所についてもコロナ対策として仕切りを設けなさいということで指導が入っております。それに基づきまして、各市内の避難所のほう、そういうコロナ対策も含めまして間仕切りを購入するというところで、それこそ最近災害等が多発しております。そういうときに避難所開設を早急にしなければならないというところがありました。それに基づいて緊急を要するというところで、間仕切りのほうを購入させていただいております。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 分かるんです。避難所なんかは緊急性が僕はあると思うんですけど、開設なんかはね。ところがコロナ禍というのは、令和2年度というのはもうコロナの真っ最中だったわけで、事前に準備することができたんだろうと思うんですよ。ですから、こういう間仕切りなんかの部分、避難所で使うものについて事前の準備がなぜできなかったのかなというのがちょっと不思議に思いまして、緊急に造る場合だったら、随意契約やという話になるんでしょうけど、もう少し前から準備できなかったのはなぜかなという、率直にそういう疑問なんですけど。

○神吉委員長 石戸副課長。

○石戸危機管理課副課長 失礼します。おっしゃるとおり事前の準備ができていなかったというところで緊急を要するようにはなってしまったんですけども、状況からいいますと、コロナ感染対策ということで、宍粟市だけでなく、ほかの自治体のほうでも同様にこういう間仕切りの購入とか、そういう部分を進められておりました。宍粟市のほうでも同じように考えておったんですけども、物資が納入されるとか、そういう部分の時間的なものもありまして、緊急を要するという形になってしまったんですけども、この令和2年度の段階で購入させていただいたと。おっしゃるとおり、先ほども申しましたけども、当初の段階から準備できてなかったというところは反省すべき点かなとは思いますが、そういう形で対応させていただいたということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○神吉委員長 よろしいか。追加の質疑ございますでしょうか。

津田委員。

○津田委員 先ほど私もちょっと聞いていた工事設計監理業務の随意契約、これ第2号が該当すると言われていたんですかね。ちょっと確認なんですけど。

○神吉委員長 西嶋課長。

○西嶋地域創生課長 はい、第2号です。

○神吉委員長 津田委員。

○津田委員 この第2号のどういう部分がこれ該当するのかなと。この性質または目的が競争入札に敵しない契約っていうことですよ。その辺ちょっと詳しく教えていただきたいんですけど。

○神吉委員長 井口副局長。

○井口千種市民局副局長兼まちづくり推進課長 失礼します。建築の設計監理業務については、ただ単に価格だけでなしに、業者から提案を受けて、そのよい提案をし

た業者から見積もりを徴収して契約するというのがプロポーザルの契約の段取りになっています。ということで、プロポーザルについては、第2号ということで国とか県のほうから指導を受けて、価格だけの競争だけではない契約ということで、随意契約になろうかと思えます。

○神吉委員長 よろしいか。はい。関連もしくはそのほかで質疑はございますでしょうか。

大畑委員。

○大畑委員 委員会資料の29ページをお願いいたします。不用額の関係についてちょっとお尋ねしたいと思えます。

単純な質問なんで申し訳ないんですけども、特別定額給付金の事業で職員手当とか需用費とか、いろいろ使用料まで含めてあるんか。ここの各科目について執行率が非常に低いんですけども、その不要の理由については節約とか工夫とかって書いてあるんですが、職員手当とかってというのが節約・工夫というのがちょっと理解できないんですけど、どういうことなんでしょうか。

○神吉委員長 西嶋課長。

○西嶋地域創生課長 特別定額給付金の事務費につきましては、総枠として国のほうから人数によってこれぐらいであろうという形の割当てがまずございました。その中で割当てとしては3,600万円程度の割当てだったんですが、当市におきましては、その金額も必要ないだろうという形で予算を少なくして計上をしております。ただ、計上をしておりますが、急遽補正対応させていただいた関係で細かな積み上げという形ではなくって想定という形でございます。

職員手当等につきましても、時間外であったり、また臨時職員等々の対応というところで計上させていただいておりますが、平日昼間について各部局の応援等々で事務処理を重ねたことによりまして、そういったものが不要になったという形で不用額が出ております。その記載が節約・工夫というのが少し趣旨とは違うかも分かりませんが、理由としてはそういうような理由でございます。

○神吉委員長 よろしいか。はい。

以上、事前質疑ともに質疑は終了しました。

ほかにないようでしたら、これで市長公室の審査を終了しますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○神吉委員長 それでは、説明職員の皆様、ありがとうございました。



これで、市長公室の審査を終了します。ありがとうございました。

次の再開は午後1時とします。午後1時まで休憩とします。

午前 11時39分休憩

---

午後 1時00分再開

○神吉委員長 それでは、委員会を再開します。

決算委員会を再開します。

林委員より欠席の届けが出ておりますので、御報告いたします。

限られた時間でありますので、的確な質疑と円滑な進行に御協力をお願いいたします。

審査に入る前に、説明職員の皆様をお願いいたします。説明及び答弁は、自席で着席にてお願いいたします。説明職員が委員長席から分かりづらい場合がありますので、説明職員は挙手の上、「委員長」と発言し、委員長の許可を得てから発言をお願いいたします。マイクの操作は、全て事務局が行いますので、赤いランプが点灯した後発言をお願いいたします。

また、委員の皆様をお願いいたします。

質疑は行政全般あるいは対象の事業についての疑問点を明らかにするものであります。個人的な意見などに終始せず、適切な審査に努めていただくよう、よろしくをお願いいたします。

それでは、総務部の審査を始めます。

資料につきましては、委員はあらかじめ目を通しておりますので、必要な部分についてのみ簡略に、概要の説明をお願いいたします。

前田部長、お願いします。

○前田総務部長 それでは委員の皆様、午前中の市長公室に続いての審査となりますけども、よろしくをお願いいたします。

まず、総務部につきましては、今年4月の機構改革によりまして、昨年度の企画総務部の業務のうち主に内部管理事務を担当することとなっております。

最初に、令和2年度の決算ですけども、市全体といたしまして平成30年度の災害復旧に係る最終年度となるため、その復旧事業を最優先課題とする一方で、第2次総合計画前期計画及び宍粟市地域創生総合戦略の計画に位置づけた取組についても切れ目なく、また着実に推進することとしてスタートしました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大によりまして、行政活動にも制約

がかかる中、この新型コロナウイルス感染症対策を最優先課題に切り替え、国の交付金等を活用し、感染防止や経済対策、それから生活困窮者対応などなど各種施策を進めました。

まず、令和2年度の一般会計の決算につきましては、前年度からの繰越金を含め、最終予算額が311億56万8,000円とかつてない大規模な予算額となりました。これは37億円を超える特別定額給付金を初めとする新型コロナウイルス感染症対策に係る経費が大きく影響をしておるところでございます。

予算額に対する歳入決算額は、300億1,525万7,238円で、収入率で96.5%、一方、歳出決算額は290億5,334万2,005円で、執行率は93.4%となっており、歳入歳出差引額が9億6,191万5,233円で、翌年度への明許や事故繰越などの繰り越すべき額1億2,236万7,000円を差し引き8億3,954万8,233円の実質収支となりました。

一般会計の歳入では、普通交付税等で合併算定外から一本算定への影響が7割から9割になり、その額が約1億3,460万円ありましたが、ただし、実際の交付額を見てみますと、普通交付税としては、昨年度比で約850万円の減、また、臨時財政対策債が約3,650万円の減で、合わせますと実質的には約4,500万円の減にとどまっております。

また、財政調整基金につきましては、災害復旧事業やコロナ対策事業の一般財源での対応分として約4,000万円の取崩しを行っております。

次に、歳出では、会計年度任用職員制度の導入や社会保障費関係経費の増加、消費税増税の影響が通年分となる経常経費が増加する一方で、これまでの繰上償還の効果等により、公債費につきましては、元金、利子合わせて繰上償還を除くと前年度比は減となっております。

令和2年度においては、災害復旧事業やコロナ対策を除いて、財政調整基金の繰入れは行っておらず、その他各種財政指標も含め、総じておおむね健全な財政運営ができたと評価しております。

なかなか歯止めがかからない人口減少等の喫緊の課題については、積極的に取り組まなければならない一方で、新型コロナウイルス感染症対策などの新たな財政需要や社会保障費等の増加など、財政負担も懸念される中で、既存事業の見直しなど、今後さらなる歳出抑制が課題となっております。

続いて、各課の取組について、概要を説明させていただきます。

まず、総務課関係では、成果説明書41ページの職員研修です。

新型コロナウイルス感染症の影響により、一部予定しておりました研修ができま

せんでしたけれども、質の高い市民サービスを提供するため、市独自の研修に加え、広域連携により実施する研修や各種機関の実施する研修に積極的に参加させることにより、職員の個人能力を高め、市役所全体の組織力の向上を図っております。

また、43ページの選挙関係では、5月2日執行に向けた市長・市議会議員選挙費でポスター掲示場設置撤去の発注を行ったほか、投票用紙等の事前準備を行ったところでございます。

このほか、令和2年度から始まった会計年度任用職員制度の円滑な運用や障がい者雇用の推進、さらには働き方改革に伴う時間外勤務の上限規制、年休取得の義務化に係る取組も進めてまいりました。

次に、財務課につきましては、成果説明書にはありませんが、普通交付税の一本算定に向けての減額が進み、財政収支バランスの悪化が懸念される中、歳出削減で最も効果的な繰上償還につきましては、前年度剰余金を活用し、その2分の1以上の額の繰上償還を実施し、後年度の財政負担の軽減に努めました。

また、令和2年度予算から始めた予算編成における枠配分方式により歳出削減に向けた職員の意識改革にも取り組んでおります。

さらに、入札契約事務におきましても市内で調達できるものは市内で調達することを基本とし、その中で最大の効果が発揮できるよう適正な入札事務に努めたところでございます。

最後に、広報情報課につきましては、成果説明書43ページの広報事業では、広報紙の発行や公式サイト、SNSなどあらゆる媒体を活用して必要とする人に必要な情報が届けられるよう情報発信に取り組んでまいりました。

また、しーたん通信・しそうチャンネル運営費では、市の情報通信施設を活用した情報発信として、市が取り組んでいる施策や市内の見どころなど、より身近な地域情報番組づくりを行ってきました。

さらに、しそう光ネット移動通信施設運営費では、市の情報通信サービスが安定して提供できるよう維持管理に努めており、成果説明書42ページの光インターネット設備更新業務など計画的に機器の更新を行っておるところでございます。

以上、簡単ですけれども、冒頭の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○神吉委員長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

通告のある委員から事前打合せのとおり、順次質疑をお願いいたします。

それでは、山下委員。

- 山下委員　それでは、質疑をさせていただきます。主要施策成果説明書の41ページ、職員研修事業について質疑をさせていただきます。

未実施となった研修の内容とその影響は。

オンラインを活用して行った研修の内容と成果は。

女性職員エンカレッジ研修の内容と成果は。

ハラスメント対策、メンタルセルフケア研修の内容と成果は。

以上、質疑いたします。

- 神吉委員長　菅野課長。

- 菅野総務課長　失礼します。研修の関係ですが、まず、未実施となった職員の研修なんですけど、単独研修といいまして、宍粟市が独自で実施する研修の中では、例えば新任職員研修、これ何回かに分けてするんですけども、その中でも現地研修、現地の実地研修ということで、もみじ祭りの会場において、市民の方に案内をしたり、観光のパンフレットを配ると、そういうような研修がございます。それが昨年度はもみじ祭りのイベントがなくなったということで、その研修も必然的に中止となっております。

それから、兵庫県の自治研修所が主催する研修などでは、民法、行政法研修、それから協働による政策づくり研修など、緊急事態宣言が発出された期間の研修は多くが中止となったり、オンラインとなったりしております。

実施できた研修でも、例えば通常ですと、グループに分かれてワークショップみたいな形式で研修を進めるプログラムが講師と職員一人一人のやりとりになるとか、あとそういうようなグループワークなんかはかなり減ったりとかというようなことの影響も出ております。

オンラインの関係なんですけども、一応オンライン、それからまた映像も含めた研修としては、地方自治組織によるまちづくり研修と言いまして、これは島根県の先進自治体と直接映像でつないでみたいなことをやっております。そういう研修とか、あと人事評価研修と言いまして、新たに人事評価を行うこととなる課長クラスに向けた研修ということで、そのあたりの研修も映像による研修に切り替えて実施をしております。

また、映像を活用できるということで、通常でありますと、市役所の本庁の一つの会議室を押さえて、そこに全市民局、出先から集まってもらうということが通常なんですけども、そのあたりはオンラインの利便性を利用して会場を市民局にも設

けるとかというようなことで、分散させて密集の回避、それから市民局の職員が参加しやすい環境整備も進めております。

それから、三つ目、女性職員のエンカレッジ研修の内容と成果でございます。

こちらの研修につきましては、広域連携でやっております播磨自治研修所主催の研修になります。こちらの研修につきましては、女性職員が自分らしく輝く、そのためにキャリアアップをしてしていくんですけども、それに当たって女性職員特有の出産とかそういう生活のスタイルがありますので、そういう不安感の払拭、それから職場における人的ネットワークをどうつくっていったって、困ったときに助けてもらうかというような、そういうネットワークの構築や、あとはモチベーションですね、モチベーションアップをどうやってやっていくかというようなことが目的となっております。

具体的な内容としましては、女性職員、自分自身が自分のキャリアについて見詰め直したり、あと女性管理職に求められる立場・役割を考える、そういうプログラムを通じて研修の最後には明日から実際に自分がどういうふうに変っていくか、また、それを変えていくためにはどういうことをやっていかなあかんかというようなアクションプランを研修が終わったときに発表する、そういうプログラムになっております。いわゆる文字どおりチャレンジする女性職員の背中を押すというのが目的になっておりまして、参加者からは好評を得ております。

それから、四つ目でございます。ハラスメント、それからメンタルヘルスケアの関係の研修の内容と成果でございます。

令和元年の6月の女性活躍推進法の改正によりまして、従来以上に事業主としてハラスメント、それからメンタルヘルスに取り組むことが求められております。特にハラスメントの対策としては、厚生労働省の指針において事業主は職場におけるハラスメントの内容を定めたり、あと、その方針を従業員に周知するというようなことが必要になっております。

令和2年度には、宍粟市でもその取組の方針や相談窓口を整備、周知するとともに、管理監督職を中心にハラスメント研修というのを実施をして、実際に職場でどういうケースがハラスメントに当たる、ここまでは部下の指導ということになるというふうなこととか、あと部下を指導するときの注意点、効果的に部下を指導するためにはどういうやり方がいいのかといったようなことを研修する、そういう研修、実践につなげていくような取組を進めております。

また、メンタルヘルスの関係なんですけども、職場におけるラインケアと言いま

すか、職場として不調を訴える職員が出てきたときに、速やかに対応するというのはもちろん大事なことはなるんですけども、それと併せて職員個人個人が自分の心の変調というか、不調に早めに気づいて、それに対応できる、そういうようなことも大切になってきますので、そういったあたりの研修というのを昨年度は実施して、職場の人間関係を円滑にするためのコミュニケーションなんかも併せて学ぶことで働きやすい、また風通しのよい職場環境づくりというのを進めております。

以上です。

○神吉委員長 山下委員。

○山下委員 丁寧に説明してくださって大方分かったわけですが、新任職員研修が未実施といたしますか、もみじ祭りが中止になったというようなことで、現地での市民の方に対する対応とか、そういったような研修が未実施とか、あるいはグループワークとかいったようなコロナ感染症があるがゆえに、職員の方が必要とされるであろう対人援助に対する研修が未実施となっている令和2年度であるわけですが、これに対する対応というものは何かあったんでしょうか。

○神吉委員長 菅野課長。

○菅野総務課長 令和2年度はそういう状況で一部そういう内容の変更とかがあって、今年度はそういうところも含めてフォローができるようにしたいなと思ってたんですけども、今年度についても一部まだそういう状況にはなっていないということもありますので、その不足する部分につきましては、職場での日常的な関わりの中でフォローしていくとか、あと市役所の中でもその他の研修でもこういうところは、特に実際にお客さんと接するときには注意をするようにというようなことで、実際の訓練はできてないんですけども、例えば資料でそういうことを研修で学ぶというようなことで、できるだけのフォローはしていきたいなというふうに思っております。

○神吉委員長 山下委員。

○山下委員 その点については分かりました。

あと、女性職員エンカレッジ研修、これが非常に好評で、先ほどお尋ねしたところ、内容も非常によさそうであったということで、これをぜひ男女平等ということでは今非常に大きな課題というか、問題となっておりますので、そういったことを市職員の研修にとどめるのではなく、市民の方にお知らせするとかしたら、宍粟市がよりジェンダー平等という観点からよくなっていくのではないかなと感じたわけですが、その点でのお考えというのはどうでしょうか。

○神吉委員長 菅野課長。

○菅野総務課長 ジェンダーの関係も含めて、やはり市役所が率先して事業所としても取り組んでいくというようなことは、この研修に限らずいろんな場面で求められているものと思っております。

特に、この女性職員の今から活躍というか、働きやすい職場をつくっていくということは、女性職員に限らずいろんな立場の職員が働きやすい職場をつくっていくということにもつながっていくと思いますので、そのあたり、また注意しながら引き続き取り組んでいきたいなというふうに思っております。

○神吉委員長 続いて、大畑委員。

○大畑委員 私も職員研修事業についてお伺いしたいと思っております。

全体的なことは今聞いてて分かったんですけども、まず1点目は、市の単独研修の内容についてちょっとお伺いするんですが、ここの41ページの事業の評価のところで書いてあるんですが、政策法務研修や説明説得力研修、こういうのを実施して組織全体のレベルアップを図ったというふうに書いてあります。

具体的に、どの程度の頻度でどんな内容でされて、レベルアップというのはどういうふうに表示されているのか、ちょっとお伺いします。

○神吉委員長 菅野課長。

○菅野総務課長 まず、単独研修なんですけども、大きく分けて二つの柱で実施をしております。今、議員言われたように、新任職員とか主事とか係長とか、そういう階層に分けて実施する研修がまずメインにはなってくるんですけども、そういう研修と、あと全職員を対象にした研修という、この2本立てでやっております。令和2年度については、先ほどありましたような説明・説得力研修というようなものについては、例えば係長級とか、主査級になってくると、いろんな場面で説明をしていくという場面も増えてきます。そういうような階層には先ほど言いました説明・説得力の強化をテーマにした研修を受講させたり、あと新任職員には先ほどもみじ祭りのことも言ったんですけども、それまでに例えば入ってすぐにビジネスマナーの研修というか、一般的な社会人としてのマナーを研修してもらったり、あとは市役所の中で文書管理であったり、あと財務的なそういうこととか、あとセキュリティーの関係とか、仕事上すぐに必要となるようなそういう研修もありますので、そういう階層ごとに必要な研修を実施するというのが一つでございます。

あと、全体的な研修、全職員に対する研修といたしましては、例えば人権研修であったり、あと一部先ほどもあったようなハラスメントの研修なんかも職員に広く実施する研修もあります。

トータルでは、令和2年度では17ほどそういう単独研修として実施をする計画を立てておりましたが、一つ先ほど言いましたもみじ祭りの研修、新任職員研修ができておりませんので、結果としては16の研修ということで実施をしております。

頻度については、特に新入職員などは年度の当初はかなりのペースで研修が月に1回とかいうようなことでなっていくます。あと、階層によって年に数回というようなことももちろんありますけども、トータルでは16回そういう研修を実施しております。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 いろんな分野の研修をしていかないかんで大変だと思うんですけども、もう一つは、先ほどありましたが、ハラスメント対策とか、それからメンタルヘルス、そういう関係というのはどうしてもおっしゃったように、管理監督者の研修ということで、十分その内容を理解した上でやらないといけないというふうに思うんですけど、ここにも書いているんですけど、法律が改正になって、そういうものを具体的にどういうものがハラスメントの対象になるかとかいう指針を定めていかなあかんということになっていると思うんですけど、宍粟市の場合、具体的に何にそのことが明文化されて職員がそれを見てちゃんと理解できるようにしてあるのかということをもう一回お伺いします。

それと、部長冒頭御挨拶であったように、要は障がい者雇用なんかも進んできておりますので、やっぱり合理的配慮みたいな形の理解、そういう特性を理解して一緒に働いていくという、そういうスキルも身につけていかないといけないというふうに思うんですけども、そういうような研修もどのようにされているのか、併せてお伺いしたいと思います。

○神吉委員長 菅野課長。

○菅野総務課長 まず、パワーハラスメントの対策で今も委員の御質問にもあったように、今、国のほうの指針の中でも具体的にこういうことがハラスメントになりますというようなことで一応例示があります。宍粟市もそれに基づいて、例えば部下に何か注意するときでも、例えば大勢の前で一方的に言うようなことはハラスメントに該当する可能性がありますとか、そういうようなことで、宍粟市の場合はそういうハラスメントの防止対策に関する要綱というのをつくっておりますので、実際にそういう細かい指針なんかを定めたのは今年度からにはなるんですけども、一応職員向けに周知をしたり、先週だったかな、先週にそれこそパワーハラスメントの



研修も行ったんですけども、その場でもこういう宍粟市では防止対策に関する要綱というのを改正していますというようなことで、研修の参加者には周知をしております。

それから、合理的配慮の関係なんですけど、このあたり、具体的なこういうケースはというのはなかなかちょっと難しいところがあります。まだ、このあたりの研修というのは今から特に力を入れてやっていかなあかんと思いますので、このあたりはまた課題として検討を進めていきたいなというふうに思います。

いずれにしましても、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、どのハラスメントもそうなんですけども、やはりそういうハラスメントが起こらない職場をつくっていく、そういう環境を整えていくというのがやはり一番大事なことになるんかなと思いますので、そういうすぐに相談できるような雰囲気をつくったり、そういう相談員を配置していますというようなことも随時お知らせしながら、早いうちに動けるようにというのが大事になってくるのかなと思いますので、そのあたり実効性の確保というのでも引き続き努めていきたいなというふうに思っております。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 分かりました。あとちょっと決算額のことでお伺いしたいんですが、この職員研修事業全体265万3,000円の決算額のうち、委託料が91万4,000円というふうになっているんですけども、この業務はどこに委託されて、どんな内容を委託されているのか教えてください。

○神吉委員長 菅野課長。

○菅野総務課長 この委託料につきましては、先ほど言いました単独研修などの場合は宍粟市が全てこういう研修を今年しますとかいうようなことをやっていきますので、そのテーマにふさわしい講師にお願いするわけなんですけども、基本的なところでいいますと、そういう大手といいますか、そういう派遣をしてくれる、そういう会社のほうに委託を契約することが多いということで、ここに上がってきておりますのは、ほとんど講師料と、あとは派遣の旅費なんかも含めた分になるんですけども、講師料になります。

それから、一部直接そういう会社を通さずに研修を行う場合もありますので、そういう場合は市の基準に基づいて報酬というような形でお支払いしていることもありますので、そのあたりが主な経費になっております。いろいろな会社です。マネジメントのそういうことをやっている会社とかです。

○神吉委員長 大畑委員。

- 大畑委員　じゃあ、これはどっか1社に業務委託としてこれだけ払っているという  
んじゃないかって、全体まとめてこういう金額になっているという話ですね。
- 神吉委員長　菅野課長。
- 菅野総務課長　失礼しました。複数の会社になっております。
- 神吉委員長　今井委員。
- 今井委員　ハラスメントということで、先ほどからずっと言われているんですけども、今本当に時代がそういうことをよく言われるんですけども、やはりケース・バイ・ケースで厳しい指導とかというのが必要なときというのがやっぱりあると思う  
んですね。その辺、受けた人の受け取り方であったりとか、いろいろあると思うん  
ですけども、そのあたりの判断とか、その辺はどういうふうに、どこがどのように  
判断するのかとか、そこら辺のあたりの研修の中でもやはり将来のことを思ったら、  
やっぱり厳しくきちっと指導しておかないかんという場合もやっぱりあるかと思  
うんですけども、そのあたりの配慮というか、その辺はどうなんでしょうか。
- 神吉委員長　菅野課長。
- 菅野総務課長　やはり上司と部下、それから指導する者とされる者ということはある  
りますので、特にその当人同士の間関係と申しますか、そういう関係性も多分あ  
ると思うんですけども、今言われたように業務上必要な範囲というのがやはりあり  
ますので、その分はしっかり指導をしてもらわなくては困りますので、そういうハ  
ラスメントの研修の際はちゅうちょなく、こういうことはやはり指導は指導として  
実施をするというようなことももちろん研修では学んでおります。
- また、逆に今は部下から上司へとか、いろんなパターンがあります。また仕事を  
あまり逆に頼まないとか、そういうようなハラスメントも国の例では例示がありま  
すので、そういうことを広く何がハラスメントになって、ここまでは大丈夫、ここ  
は指導として必要やというようなことを職員で共有するというようなことは大切にな  
ってくるのかなというふうに思います。
- 神吉委員長　それでは、次の事業へ移ります。
- 今井委員。
- 今井委員　それでは、主要施策の42ページ、43ページの光インターネットのあたり  
をお願いします。私のほうからは、取りあえず簡単に質疑させてもらいます。
- 42ページのほうですけども、今回、設置から10年が経過し、更新時期を迎えたた  
めというふうに書かれています。まず、今回の新しく更新したものの耐用年数は何  
年かということをお教えください。

今回更新されたわけですが、これ10年という更新期間が来たから更新したのか、それとももう更新するべくような、そういう症状がやっぱり出てきたから更新したのか、つまりもうちょっと使おうと思ったら使えておったけども、更新期間やからしたのかとかという、そのあたりどうでしょうか。

○神吉委員長 岩蔭課長。

○岩蔭広報情報課長 機器の耐用年数についてちょっとお話させていただきたいと思います。42ページのGE-PON制御装置、これ光を扱う機器になります。光を扱う機器につきましては、通常の電気機器より少し短めになります。光通信機器についてはおおむね8年から10年が耐用年数と言われています。ですので、この年数、一応10年が経過したということで、今回は計画的にGE-PONについて更新をしたという流れになります。

以上です。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 ということは、別にまだ不具合はなかったけども、もうすべきやという判断で、したということですね。

○神吉委員長 岩蔭課長。

○岩蔭広報情報課長 はい、おっしゃるとおりで、全ての機器は一応年次計画で更新をするようにしています。

○神吉委員長 それでは、同じところで、垣口委員。

○垣口委員 主要施策成果説明の42ページと43ページをまとめさせていただいて、ちょっと御質問させていただきます。

利用件数が4,000件に対して費用が非常に高額ではないかなと感じておるんですけども、この設備を市が維持していく必要があるのかをまずお聞かせ願いたいと思います。

それと、2点目に、ウイंकからの光ファイバー施設貸付収入について、金額としていかに入っているのか、分かれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○神吉委員長 岩蔭課長。

○岩蔭広報情報課長 失礼いたします。そもそもこの光ケーブル網の整備なんですけど、もともとのスタートのところからちょっとお話をさせていただきたいなと思います。

もともとなぜこの光ファイバー網を整備したかといいますと、有事の情報伝達手

段である防災行政無線を有線の光でやっ払いこうという発想から始まっております。それが音声お知らせ装置のしーたん通信になります。そのほかにつきましては、基本的には2次的な利用方法として始まっております。具体的には、しそうチャンネルであったり、テレビ難視対策、それから携帯電話通信網の整備、合わせて光インターネットや光電話などの活用が今広がっております。今では、これらの2次的利用も含めまして光ケーブル網は水道や電気と並ぶ不可欠なインフラであるというふうに認識をしております。

それと、ウイック貸付料収入につきましても、続きまして説明させていただきます。

光回線につきましては、1契約当たり月額300円になります。回線の利用者の令和2年度末での契約数は7,900件程度になります。ですので、年間約2,800万円の貸付収入が今あります。なお、この300円の単価ですけども、これにつきましては、この事業が始まった際にプロポーザルを実施して事業者から提案があった金額で契約をしております。

以上です。

○神吉委員長 垣口委員。

○垣口委員 その根拠についてお聞きしようかなと思ったんですけど、今既に御回答をいただきましたので理解できました。はい、ありがとうございます。

○神吉委員長 それでは、同じところで津田委員。

○津田委員 同じところなんですけど、実際これだけの維持管理費、市から毎年計上されているわけなんですけど、この市内に光ケーブルの整備を行って、この令和2年度のこのコロナ禍の中でやっぱり自ら注目を集める中で、市内全域にこういう光ファイバー、光ケーブルを網羅している市として、そのあたりをPRして移住者を獲得していかないといけないと思うんですけど、その中で今、移住・定住施策なんかは建設部のほうがやっているわけですけど、その辺は部局として横断的にそういう協議とかをされているのかなと。やはり費用対効果の検証も含めてそういう協議が総務のほうでされているのか、そのあたりをお聞かせください。

○神吉委員長 岩蔭課長。

○岩蔭広報情報課長 先ほども申し上げたとおり、光ファイバー網につきましては、都市部と山間部の環境に大きな差が出ないように、同じような環境が整えられるということでインフラを守っております。

直接は関係ないかも分かりませんが、空き家バンクの利用であったりとか、

その成約数を見ていただいても当然ひかり電話であったり、光インターネットがないようなところには誰も来ませんので、そのインフラを守っておるんやということ自体に価値があるのかなというふうに考えております。

それと、また広報事業にも絡んでくるわけですが、当然、市の公式サイトであったり、SNSもそうですけども、外部向けのメディアにつきましては、その空き家バンクの関係であったり、移住者の感想であったり、そういったものが表に見えるようなPRの仕方をしていってしますので、さらにこれからはコロナの関係が落ちついてきますと、そういった見せ方をもっと強くできるんかなと思いますので、今後特に頑張っていきたいなというふうに思います。

○神吉委員長 津田委員。

○津田委員 実際、令和2年度に当たって、県下でもここまで全部全域に整備しているところってなかなかないと思う。やっているところもあると思うんですけども、市の単独財源でここまでやっているところは、やはりその差別化の部分でPRであったりとか、そういったのというのは、今はこれどちらかというところ、建設部の移住・定住をやっているほうが全部やっていくという考えなんですかね、総務としてはもう整備の部分だけという考えでよろしいんですか。

○神吉委員長 岩路課長。

○岩路広報情報課長 先ほども少し申し上げましたけども、このインフラのハードの部分の管理につきましてはそうですけども、広報事業のソフトのほうでは各部局と連携をしながらPRに努めています。それは移住・定住だけではございません。アクションプランに上がる4本柱の事業に関しては特に見せていこうということで、SNSであったり、市公式サイトに関しては特にその点を見せるようなページを作っています。ただ、今の段階ではやはりコロナのワクチンであったりとか、コロナ関係の情報がメインに座ってますので、なかなか一番の表へ出すわけには今はいかないんですけども、その収束を待って、またにぎわいのあるまちづくりであったり、企業誘致であったり、移住・定住であったり、そういったところを見せるページというのをもっともっと作っていきなというふうに思います。

○神吉委員長 津田委員。

○津田委員 ちょっと広報的な部分になるかもしれないですけど、じゃあ、実際このケーブルの整備を利用して、これだけのことを網羅しています、宍粟市内全域に光ケーブルが敷かれています、通信に関してはですね。そういう発信に関しては令和2年度に関してはあまりできなかったということなんですかね、現状としては。

○神吉委員長 岩路課長。

○岩路広報情報課長 光ファイバー網を整備されている、これは事業者自体が周知をするんですけども、新聞折込みが入ったりでありますとか、あと市のホームページでもインターネットが使えることであったり、しーたん通信が全域に整備されていることなんかは周知をしております。ただ、おっしゃるように光ファイバーが使えますよ、ここいけますというような、表に出るような周知は今はできてないと思います。

○神吉委員長 それでは、次の事業へ移ります。

今井委員。

○今井委員 それでは、主要施策43ページの中段の広報事業をお願いします。

まず、昨年よりも242万円、241万9,000円の減額となっております。これはなぜでしょうか。その影響とかはなかったのでしょうかということが一つ。

それから、広報とかが中心になるかと思うんですけども、内容充実のための取組というのはどのようなことを行っているのでしょうか。その成果等々ありましたら教えてください。

以上です。

○神吉委員長 岩路課長。

○岩路広報情報課長 まず、242万円の減額の要因ですけども、基本的には広報紙のページ数が単純に減ったことによります。これにつきましては、印刷製本費が下がっているんですけども、やはりコロナ禍の影響で市からのお知らせも減りますし、それから一般の催しなんかはかなり大幅に減ってますので、その影響でページ数が減っております。

それと、続いて内容充実の取組というところになると思いますけども、基本的に取り組んでおりますのは、伝わる写真の撮影技術であったり、伝わる記事の書き方であったり、報道に関する様々な技術の習得を目指しております。ただ、前にもお話をさせていただいたと思うんですけども、やはり習得には相当の時間を要します。作りながら技術を上げながらということになると思いますけども、主に指導しておりますのは、担当者本人の主観は一切書かずに、取材をした内容を紹介するように、当然取材先でいただいたコメントであったりとか、体験談であったりとか、そういったものを文章化して表現をするんだということを常に言っております。

その結果ですけども、紙面を見ていただいて判断をしていただくしかないのかなと思うんですけども、私自身、少しずつ成果は現れているんじゃないかなというふ

うに感じております。

以上です。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 ちょっと私もよく分かってないんですけども、その職員の勤務年数というか、その広報作成に関わっている年数ですね、今の研修とかいうような、研修してもすぐに入れ替わってしまうとかいう話だったら、あまり意味がないと思うんですけども、そのあたりの研修を重ねていっている人が、ある程度長きにわたってこの部門におるといような、そういう状況というのはできているんですか。

○神吉委員長 岩蔭課長。

○岩蔭広報情報課長 人事に関しましては、全体のことがありますので、一概に言うのは難しいと思います。ただ、私個人的な意見になるかも分かりませんが、そのノウハウというのは人事異動があっても引き継げると思っています。例えば、今年担当してくれておる者については、この4月から初めて広報紙を編集する者になります。ただ、それでもやはりノウハウというのは継承されていきますし、技術も継承は可能やと思うてますんで、当然長くやればやるほど技術は伸びるんですけども、それが不可能かといえ、結果的に見ていただいたらできているんじゃないかなど。当然、重ねていけばもっとええものになるかも分かりませんが、できるだけ可能な範囲では続けてもらいたいとは思いますが、今取り組んでおりますのはやはり基本的な考え方、伝えるためにどういったことが必要なんだという考え方を理解していくこと。それは広報担当だけではなく、せめてうちの広報情報課の職員全員が分かっておかないといけない内容になります。当然、これはしそチャンネルにも絡んできますし、しーたん通信にも絡んできますし、広報全般に言えることですので、そういったところ、特に広報紙を作るためにどうのではなくて、何を伝えるべきなんだというところをみんなで研修して行って、毎日その繰り返しをしているというような感じになります。ですんで、仮に担当が代わったとしても、ある程度は技術は引き継げるというふうに思っています。

○神吉委員長 続いて、津田委員。

○津田委員 私も同じところですが。広報事業って私常々ずっと言ってますけど、非常に重要な部分だと思うんです。令和2年度に関してやはり広報って市内向け、市外向け、両方あると思うんですけども、実際その中でこの事業をやっていく中で、事業評価、どれぐらいできたか評価されているのか。あと、その中で見えた課題、そういったのがあれば、お聞かせください。

○神吉委員長 岩路課長。

○岩路広報情報課長 広報紙やSNS、公式サイトも含めて何に取り組んだかといいますと、必要とされる情報を必要とされるタイミングで提供したい、それに尽きるかと思えます。じゃあ、それはどういうことなのかといわれますと、なかなか難しいんですけども、LINEを見ていただいたりとか、公式サイト、いつも同じものを載せているわけではございません。その状況に応じて変更したりとか、例えば災害時であれば、災害に特化したサイトに入れ直したりとか、それからSNSでも当然災害への備えの情報を発信をしたりとか、そういった工夫をしています。ただ、その評価自体は本来LINEならLINEを使っておられる方々であったり、ホームページを見ていただいた方々、それから広報紙を見ていただいた方々、それぞれがされるものだと思いますので、自己評価についてはこの場では差し控えさせていただきますというふうに思います。

ただ、よりよいものを作っていく必要があると思いますので、それにつきましては、第三者の専門家や記者が評価を行いますコンクールの場がございます。ですので、そういった評価機関の審査を基準にして、よりよいものを作っていくというふうに考えております。

○神吉委員長 津田委員。

○津田委員 実際先ほどLINEの話がありましたけど、LINEの例えば登録者数とか、その辺は伸びているんですかね。

○神吉委員長 岩路課長。

○岩路広報情報課長 順調に伸びております。特にフェイスブック、ツイッター、それからLINE、三つ今運用かけようわけですけども、ユーチューブ等ですけども、その中でもやっぱりLINEが一番伸びています。

この後にもまた話しさせていただくんですけども、月に200件ずつぐらいですかね、現状で。

○神吉委員長 津田委員。

○津田委員 LINEとかツイッター、フェイスブック、この主に市内向けになるんだと思うんですけども、市外向けに対しての広報的な部分で令和2年度の課題とか、そういったのは部局として感じられている部分、この辺が弱かったなとか、その辺の検証結果とか、そういったのがあればお願いします。

○神吉委員長 岩路課長。

○岩路広報情報課長 LINEにつきましては、市内向けもありますけども、市外向



けもあるというふうに考えております。今、ふるさと市民ということで、市外の方もLINEの勧誘の募集をかけています。その方々にも情報をお届けさせてもらっておるんですけど、今残念なのはコロナ禍で市内の情報もお届けができない状況にあります。観光情報であったり、例えば観光の割引情報であったり、今はクーポンも運用しながらやっていきよんですけども、そういったものであっても積極的に来てくださいというふうな呼びかけが今はできない状況にございますので、これにつきましては、コロナ禍が収束をしましたら、さらに積極的にやっていきたいというふうに思いますが、今はちょっと自重しているような状態でございます。

同じく、市公式サイトにつきましても表立ってはなかなかできない部分もございますので、今はやはりコロナのワクチンの情報が、実際にヒットしている数を見ましても圧倒的にワクチンの関係であったり、市長のメッセージであったり、そういったワクチンに関係するような情報が人気あると言うと語弊がありますが、要望が高いと思いますので、今はそういう見せ方をしております。逐一考えておりますのは、何が求められておるかというのをいつも感じながら、情報を上げるように工夫をしております。

○神吉委員長 津田委員。

○津田委員 例えばSNSの登録者なんかで市内の方、市外の方、その辺の例えば人数配分とか、そういったのはこちらで全部把握はできているんですか。

○神吉委員長 岩路課長。

○岩路広報情報課長 残念ながら技術的にはちょっとできません。

○神吉委員長 津田委員。

○津田委員 そしたら、例えば市外に対しての発信がどれぐらいできているかという分析は全くできないんじゃないかと。例えばLINEでも市内の方がどれくらい登録していて、市外の方がどれぐらいの登録者がいるとか、その検証ができてなかったら、市外に対してのどれぐらいPRできている、市内に対してどれぐらいできているというのが、なかなか検証しづらい部分があるんじゃないか、SNSもそうなんですけども、全体的にそうなんですけども、その辺の部分の今後課題がちょっと今見えたのかなと思ったんですけど、その辺はいかがでしょうかね。

○神吉委員長 岩路課長。

○岩路広報情報課長 その課題があるのは私自身も感じております。ただ、今のシステムでは、調べる方法はございません。ただ、有料のシステムを使えば可能にはなります。ただ、今の段階では費用対効果の面で使わないほうがいいだろうという判

断で使っていません。

○神吉委員長　それでは、同じ事業で垣口委員。

○垣口委員　津田委員のほうから私が質問しようかなということが出てましたので、あえてなんですけども、広報紙とか紙ベースのものは別にしても、そういう公式サイトやSNSの運用などで、住民生活を豊かに情報発信するような事業になっておりますけども、これ逆に受け手側がそのことを知らなかったら、何もいい情報が流れていても、そういうサイトがあるっていうことを知らなければ、何の意味もなくなってしまいうんで、少しでも増やすだけのそういう普及率アップのための何か施策というのはあったんでしょうか、お聞きさせてください。

以上です。

○神吉委員長　岩路課長。

○岩路広報情報課長　LINEの登録者の推移は先ほど申し上げたので具体的な数字はちょっと割愛させていただきますけども、PRの方法ですけども、これいろんな形で準備をしまして、効果が上がるものから継続してやっています。まず初めに、私どもが始めたのは、広報紙の表紙にLINEのQRコードを張り付けまして、そこから登録をしてほしいというようなことを呼びかけています。ただ、これ私自身ものそかったなと思っておるんですけども、当時、フェイスブックであったり、ツイッターであったり、LINEであったり、ユーチューブであったり、その四つを並列で載せて、みんな登録してくださいというような形で広報紙の表紙に載せてしまいました。

二月ほど様子を見させていただいたんですけども、全く増えませんでした。ですんで、ああ、やっぱり四つ一遍は無理かなということで、一番既にそのソフトが入って可能性が高いであろうLINEに特化しようかということで、以降につきましては、その次の月から、LINEだけのQRコードをトップに載せました。ほかにつきましては、表紙の裏側に配置をしたわけですけども、そこからラインの会員数が一気に伸びていっています。さらには、後のまた質問でもあったかも分かりませんが、しそチャンネルのL字放送の中にもLINEのQRコードを入れました。これが効果があるのかなあと最初はどうかと思うながら、様子を見守っていたわけですけども、やはりL字情報に入る情報がLINEでも入ってくるようなイメージ、当然入れていたんですけども、が波及するのか、それにつきましても大変大きな効果がございました。

そのほか、当然窓口に来られるお客様に対しても、例えば今うちの窓口ではマイ

ナンバーのポイントの関係のしるを今うちでやりようわけですけども、そういった際にもLINE便利ですよ、フェイスブック便利ですよということで、その場で入れ方を指導しながら登録に協力をいただいています。ですので、あらゆる面で登録していただきたいというふうなことをお願いしながら、PRをしております。

○神吉委員長 垣口委員。

○垣口委員 そうですね、今言われましたようにQRコードで読み込むというのが一番手っ取り早い方法やと思います。ぜひとも広く受け手側がそういうサイトいうんですか、宍粟市の情報を得られるような広報に今後とも努めていただきたいなと思います。

以上です。

○神吉委員長 それでは、同じところで大畑委員、お願いします。

○大畑委員 私も広報事業のことなんですが、少しスタンスが違うんですけども、いろいろ紙ベースの広報紙から今お話になっているLINEとか、いわゆるSNSとか、情報の手段というのはいっぱい増えてきてますので、非常に伝える側としたらいろんな手段を駆使して多くのものが出せるということでいいかと思うんですが、どの情報に対してはこの手段でいくとか、いわゆる情報リテラシーの関係で、何でもかんでも流したらいいというもんじゃないので、特にSNSになりますと、個人情報の問題とか、非常に慎重に扱わなければいけない問題も出てくるのでね、LINEが全てだと私は思ってないわけです。ですから、そういう情報手段に対して市の考え方ですね、この情報についてはこれ、この情報はここまでというような、いわゆる決め方というのはしてあるんでしょうか。

○神吉委員長 岩路課長。

○岩路広報情報課長 大まかな決めといたしますか、ガイドラインみたいなものは報道種別に作ってあります。LINEであったり、SNSの運用方針、それから宍粟市の公式サイトでありますまちかど掲示板の運用方法であったり、広報しそうにも当然一般投稿の部分もございますので、そういったものの取扱い方、それから広報紙にあります有料広告の取扱いそういった個々の運用に関しては取決めをしておるものがあります。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 それはいわゆる個人情報の取扱いというものを慎重に行うという観点から、そういうものを作っているということですか。

○神吉委員長 岩路課長。

○岩路広報情報課長 個人情報に特化したものではございません。こういった情報を扱うかということになると思いますけども、この個人情報は載せれないとか、そういったものではございません。例えば広報紙でありますと、基本的には報道機関のルールに基づいて運用しています。例えば昔でありますと、広報紙でも宍粟市の千種町のどこどこまで住所を書きよったんですけども、今は運用上、旧町までしか入れてないとか、そういったことであったり、あと当然全て肖像権に絡んでくると思いますので、御本人の承諾が得られないと掲載ができません。ですので、必ず掲載の段階では御本人さんの承諾を得る。表紙の写真についても当然お子さんであれば保護者の同意をいただいたりとかという作業はしております。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 それは当たり前のことなんやけど、一つ例を挙げますと、コロナの感染情報をLINEで流していたでしょう。ああいうことがいいのかどうかというあたりの十分検証が要ると私は思います。個人情報というのは二つの情報で個人が特定されたら、これ個人情報保護にならないですからね。ですから、LINEというのは非常に便利なツールでありますけども、やっぱり怖い部分も持ってますからね、そういうことは十分定めが要るんじゃないかと思う。そこは、ひとつないんであれば、今後検討いただきたいなというふうに思います。

それから、もう一つ事前に質疑しております政治的中立性の関係からのガイドラインです。要は、広報紙なんかもたくさん市長が登場いたします。そういうものの一定ガイドラインがあるんかどうかなんです。ほかの紙面を見ますと、あんまり出てきません。むしろ市民のほうがたくさん出てきます。ですから、岩路課長のお話を聞いていると、伝えるということに対して非常に力を入れておられるので、市の情報を市民に伝えていこうという熱心さは非常によく分かるんですけども、市民が紙面に登場していくという、そういう受け手側のニーズというんでしょうか、そういうものを十分リサーチした上で紙面構成をされているのか、情報を流そうとされているのか、ちょっと分かりにくいもんですから、その辺の考え方をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○神吉委員長 岩路課長。

○岩路広報情報課長 基本的には大畑委員おっしゃるように、できるだけたくさんの方々に広報紙には登場してほしいなという思いは持っております。ただ、最近、ちょっと少ないなと私自身も感じておるんですけども、といいますのが、やっぱりコロナ禍で催しが少なかったりでありますとか、そういった影響がかなり大きいと

思います。その影響でページ数も減っただけですけども。ですので、通常ですと、一般の方が参加するような行事でありますとか、そういったものがメインで、例えばトピックスであったら載っていくと思うんですけども、やはりそういったものがほぼないということで、今おっしゃるような役場の中の行政のお知らせっぽい紙面が増えているのは間違いないと思います。ただ、それにつきましてもできるだけ一般の住民の皆さんが出来るようなものであれば、やっていきたいと思うんですけども、今の環境がちょっと難しいかなというふうに思っています。

ただ、少し見ていただいたら分かっていただけるかも分かりませんが、なるべく御本人さんの意見であったりとか、同じ記事でもできるだけ取材を取り入れたものに切り替えています。役場の担当者がこういう思いでこうやってますではなくて、それを体験された方の体験談を載せたりとか、そういったスタンスであくまでも主役は住民の皆さんだよということで、広報紙を編集していきたいと思っていますので、それをできるだけ実践をしていきたいというふうに思っています。紙面で見ていただけたら少しは御理解いただけるかも分かりませんが、それが十分にできているかというところになりますと、また、今後反省をしていきたいというふうに思います。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 もう1点答弁がないんです。事前通告しているやつ。

○神吉委員長 岩路課長。

○岩路広報情報課長 ガイドラインのお話だと思いますけど、選挙期間中でありまして、そういったところに関しましては、一定の配慮はしております。ただ、それ以外の部分につきましては、今のところは何もないという状況になります。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 できたら作っておくほうがいいんじゃないかないうふうには思います。

広報のほうはモニターさんみたいなのはいらっしゃるんですか、市民モニターみたいな制度はつくっておられないんですか。

○神吉委員長 岩路課長。

○岩路広報情報課長 広報紙一般の方ではいらっしゃらないです。特に私どもが確認をさせていただくのは、当然自分が個人的に聞くお話もありますし、それから特に重視していますのは、朗読ボランティアの方々が広報紙の音声版を作ってくださいています。そういった方々は当然広報紙を隅から隅まで読んでいただいて評価をされます。そういった方の評価を特に私は参考にしようと思うんですけども、分かりやすく

なってよとか、内容が面白くなったよとか、そういった評価を受けるとやっぱり間違っていないんだとか思いながら編集を進めているような状況です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 議会だよりなんかは非常に読まれないんで、よくモニターさんとかに登場いただいて、いろんな意見を聞いたりして編集をしていたことがあるのでね、広報は非常に力入れてはるし、いわゆる写真とか、いろんなどこの技術というのはすごくアップしているんだろうなというふうに拝見しているんですけども、ただ少し取材もそちらが決めて取材をされていますけどね、実際、この広い宍粟市の中で、特にコロナ禍で皆さんが家に引きこんだり、地域で行動範囲が狭くなっているときに、むしろ広報なんかでいろんなこと、地域の取組とか、こういう時期にこそ何か地域性みたいなものが出ていったほうがいいんじゃないかなと思ったので、ちょっとページ数が減ったというのはがっかりしたんですけどね、これはこれからもページ数はそういうコロナ禍では減っていくという考え方なんですか。事業が少なければページは減らすという考え方なんですか。

○神吉委員長 岩路課長。

○岩路広報情報課長 ページを減らしておるわけではないんですけども、結果的に減ってしまうんですね。ただ、それは当然役場からのお知らせが減つとるのかも分かりませんし、それから一般の事業も減っているんやと思いますけども、一般の方に聞きますと、トピックスが一番面白いってみんな言うてんですよね。自分たちの仲間が登場したりとか、そういったことでトピックスが一番最初に見ますよという方が多いと思うんですけど、そのトピックスはできるだけ減らさないように、見開き2ページは最低載せたいなという覚悟で取材をしています。

ただ、なかなか情報が集まらないのと、最近特に頑張ってみよんですけども、しそチャンネルのほうでも「ちょこっとネタ集」って見ていただいた方もあるかも分かりませんが、身の回りにあるちょっとした面白いことであったり、変わったことを取り上げるコーナーを設けています。当然、広報紙も本来はそういう街角で起こるそういったニュースが一番面白くて、できるだけそういうニュースを集めようということで、いろんなどころにアンテナを張ってやっていますけども、例えばちょっと前ですと、キヌガサダケ、珍しいキノコですけども、それが生えたとか、あと西河内でバナナができたとか、そういったニュース、ちょっとした面白い、あの雪深い西河内というようなイメージの記事であったりとか、そういったものをいつも探しています。ですんで、そういう情報が一番楽しいなと思われるのと、一般

の方も思われると思いますので、そういった身近な情報を集めたい。どんどんトピックスに載せていきたいなというふうに思っています。

○神吉委員長 審査の途中ですが、ここで休憩をいたします。

2時20分まで休憩いたします。

午後 2時12分休憩

---

午後 2時20分再開

○神吉委員長 休憩を解き、委員会を再開します。

次の事業を進めたいと思います。

しーたん通信のところですが、今井委員、お願いします。

○今井委員 それでは、同じページ、43ページのその下のしーたん通信と、それからしそうチャンネル運営費の項目に行かせていただきます。

とはいえ、先ほどの広報とかなりダブる内容もありますので、違うところがあれば、それで詳しく教えていただければと思います。

まず、私のほうからは大きく四つなんですけども、最初の①、②、③は先ほどの部分とかなり重なるかと思っています。特にというところがあれば、それで言うだければ結構です。

まず、昨年の決算委員会で、とにかく職員の発信力を向上させていくということが1番であるというふうに言われています。それに向けて結局研修等々をどういうふうにされているのかというところ。

それから、対前年比が220万円決算額が下がっています。それはなぜかというところですね。

それから、視聴者の声を聞く取組としてはどのようなことをしているのかというあたりです。

それから、四つ目として、昨年も実験的にユーチューブに公開していくという取組も始めているというふうに言われてました。それについてはその後どうなったかなというところですね。というのも、この後の質問にもあると思いますけども、しそうチャンネルですね、加入状況が増やそうとして一生懸命されていると思うんですけども、現実的にはやっぱりなかなか増えていかないというのが現実だと思うんですね。この先も今、山崎方面だったら3割、4割とかというところが飛躍的にどーんと7割、8割増えるかと言うたら、正直なかなか難しいんじゃないかなというところは感じられます。そのあたりの見通しがあれば、教えてもらったらいいん

ですけども、そういう中でネットのほうにやっぱり移行していくというか、ネットも併用していくということを考えていくべき時期に来ているんじゃないかなというふうにも思ったりします。

以上、四つです。よろしくをお願いします。

○神吉委員長 岩薮課長。

○岩薮広報情報課長 それでは、四つ順番に説明をさせていただきたいと思います。

まず、職員の発信力向上に向けて何をしたかというところになりますけども、これについては先ほど委員おっしゃられたように、広報事業全般に言えることになります。基本的にはしーたん通信、しそうチャンネルにつきましては、特に気をつけておるのは、タイトルの付け方であったりとか、あと放送原稿の書き方、ちょっとマニアックにはなりますけども、必ず主語からスタートをして何だ、S・V・S・Vというような文体があるんですけども、そういった文体を作っていくんだよということを徹底してやっています。ですので、これなぜそうする必要のあるのかということは、ちょっとここではよう説明せんのですけども、基本的には決まった文型、一番伝わりやすいとされる文型の原稿を作って、それで報じていくというようなことを続けております。

それから、220万円が減額になった要因ですけども、これにつきましては、基本的には先ほどもちらっと申し上げましたけども、コロナの影響で一般の事業が全くないという状況が続いています。ですので、外注できる番組があまりないんですね。大体宍粟市のことがあまり詳しくない事業者さんに頼む場合になりますと、やっぱり催しが一番簡単に撮影ができますし、誰が編集をしても同じようなクオリティーの番組が作ることができる。ですので、外注するものについては大体催し系のものを外注していくわけですけども、その催しが少ないということで、例年ですと、年間100件以上外注をしていくんですけど、令和2年度につきましては、40件程度しか外注ができていません。じゃあ、その部分を何でカバーをしたかといいますと、番組スタッフが体を張るような番組です。具体的に言いますと、「宍粟を歩いて制覇」であったり、「ああ懐かしの1枚」であったり、「やるで！YTS」であったり、自分自身が登場して自分で編集をしてというような企画物の番組を増やしております。これ職員自身も結構大変なんですけども、穴を空けるわけにいかんということで一生懸命にやってくれてますんで、これはこれでまた面白い番組ができていったんかなというふうに思っております。

それと、視聴者の声を聞く取組ですけど、これも広報事業全般に挙げられますが、



今回に限っては、しそチャンネルだったり、しーたん通信のことでお話をさせていただきますと、やはり取材をした方々から頂く評判であったりとか、あと視聴者の方から投稿を頂くような番組を増やしています。これについてもコロナの影響もありますけども、やはりそういったニーズが高いということで、実際には先ほど申し上げました「ちょこっとネタ集」であったり、あと、各種団体が発表する機会を失っておられるところもありますので、募集をしてどんどん発表していこうやということで「しそチャンで発表して」であったり、「グランドゴルフで挑戦状」、グランドゴルフでうちの番組スタッフと勝負をしてという番組を作ったりとか、当然先ほどの「ああ懐かしの1枚」にしても、視聴者投稿型の番組になっています。ですので、そういった番組が増えてきたというのもやはり視聴者側のニーズで増えていったと思いますので、今後なるべくあらゆる機会に情報を収集して、望まれるものを作っていきたいなというふうに思います。

それと、最後のユーチューブなどへの展開が必要ではないかということで、先般のお話をさせていただいたときにも話をしたと思うんですけど、今も引き続きユーチューブはやっています。特に前は放送後3カ月後ぐらいに上げさせてもらいよったんですけども、今は放送後一月でユーチューブに上げるようにしています。これ当然有料コンテンツと言うてええのかどうか分かりませんが、一応年間6,000円なりの視聴料が要ります。それは地デジ再送信の電波の分野と言われればそれまでなんですけども、一応有料コンテンツではあると思いますので、一月ずらして提供するというふうになっています。

ただ、全番組はちょっと難しいところがありまして、といいますのも、当然しそチャンネルとしては出演者の方々に全員に許可をもらおうとんですけども、それをネットで公開するという許可は取れてません。今はできるだけネットで公開する可能性がありますということを周知はしとんですけども、ただ、それにしてもやはりトラブルは起こる可能性はありますので、基本的には出演者全員にしそチャンネルとユーチューブチャンネルに出ますということで了解をもらった上で、取れたものだけをユーチューブのほうで展開をしております。ですので、ちょっと今後研究する必要があるだろうなとは思いますが、今のところはこういう運用でユーチューブのほうで展開しております。いずれ恐らく方向性としましては、今井委員おっしゃるように、ユーチューブの方向に向かっていくのは間違った方向ではないかと思っておりますので、いずれは今一般的に言われていますテレビ離れも進みますので、それが実にも波及するような状態になれば、恐らく5G、6Gのこ

ともありますし、そういった技術と相まって、いずれの方向性としてはユーチューブのほう、ユーチューブとは限らないかも分かりませんが、動画投稿サイトである、そっちの方向に移っていくのかなというふうに考えています。

ただ、今すぐの話ではないですし、これから不確定要素もありますので、どうなっていくかというのは分からないですけども、その方向を目指しておくというのは間違いないと思います。

以上です。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 ありがとうございます。本当に一生懸命に頑張っているし、コロナのこの厳しい状況の中で、それでも私もよく見せてもらうんですけども、面白い番組がいろいろ頑張って作ってもらうてるといふうにほんとに関心しています。

一つその研修に絡んでですけども、非常に忙しいとは思うんですけどね、外の例えば放送局であるとか、そういうところに行ってちょっと研修をしてみるとか、何かそういうふうなことって今後考えられているようなことってあるんでしょうか。若い頑張っているスタッフさんがやっぱりもっと大きく育ててほしいなというふうにすごく思うんですね。そしたら、この宍粟市の中で得られることもいっぱいあるでしょうけども、やっぱり外へ出て得られることも、それはもうすごく世界があると思うんです、そういうふうなこともあってもいいんじゃないかなとみたいなことを思ったりするんですけど、そのあたりはどうですか。

○神吉委員長 岩路課長。

○岩路広報情報課長 おっしゃるとおりだと思います。研修については、いま少しずつ、今できることは今やっていきよんですけども、なかなか例えば先ほどの文体のことであったり、タイトルの付け方であったり、そこまで今のスタッフだけではなかなか手が回っていないというのが実情で、できる範囲でできることからやっぺこうということ、少ししそうチャンネルのタイトルなんかであるとか、フリップであるとか、そういったものを意識して見ていただくと、少し変わったなというところを気づいていただけるのかなと、できるだけ情報を濃く文字は少なくということで、表示を今頑張ってくれています。まだまだプロの領域になんて全然届いてないんですけども、それは広報紙にも言えることですけども、基本的にはプロの報道に負けないような技術力というのを身につけてほしいなと思います。ただ、それはやはりゆっくり確実にやっていきたいと思っておりますので、外部の研修についても機会があれば利用したいというふうに思います。

○神吉委員長 それでは、次の委員、お願いします。津田委員。

○津田委員 私も同じところですか。しーたん通信、しそうチャンネルの加入者の増減をどう捉えられているのか。加入者増への課題はどういう課題があると認識されているのか。

あと、先ほどL字放送の効果、LINEのところで説明されましたけども、それがそういう検証だったということなんですか。その辺をお願いします。

○神吉委員長 岩路課長。

○岩路広報情報課長 まず、しそうチャンネルの加入者の状況をどう捉えているか、そして、その課題はということになると思います。基本的には、任意加入の有料放送でありますので、急激には増えないなというふうに、消極的過ぎるかも分かりませんが、なかなか難しいところがあるというふうに感じております。

ですので、当然何で増やしていくかといいますと、先ほどお話をさせていただいたように、ユーチューブで宣伝をしていったりとか、あと、やっぱり番組のでき、いかにローカルで面白い番組かというのを味わってもらうしかないのかなというふうに思っています。実際にテレビが映るエリアの方々でもわざわざしそうチャンネルに加入いただいている方もたくさんいらっしゃいます。今日の配付資料27ページにもありますけども、山崎地域の南部の地域でもしそうチャンネルの加入、微増ですけども増えております。人口減少の中、なかなか増やすのは大変なんですけども、山崎地域についてはわずかでも難視地域じゃない地域の方も広がっております。いろいろ聞きますと、やはりお子さんが野球で登場するとか、そういった理由なんかもあるようですけども、やはり番組自体に魅力を感じていただいている方もいらっしゃいますので、やっぱりその辺今後も伸ばしていきたいなというふうに考えております。おおむねなかなか増やすのは難しいというのは、やっぱり北部から南部に流れる人口減少が大きな原因かなというふうに捉えております。

それと、L字の効果が高いと思う根拠、L字放送、私自身もこれ、L字放送だけではないと思いますけども、SNSであったり、L字であったり、しーたん通信であったり、こういったものと相まって情報を伝えるものが伝っているのかなというふうに思います。

L字の反応は何で見えていますかといいますと、今日もこの放送が流れていると思いますけども、画面の左側に割と目立つ位置にLINEのQRコードを貼ってますので、そこからLINEの登録者はL字がなかった頃とある頃を比べますと、やっぱり基本的にはL字を始めてから一気に増えてますんで、やっぱりL字を見ておら

れる方もいらっしゃるし、L字からさらにもっと情報が欲しいという方はLINEに登録いただいております。

以上です。

○神吉委員長 続いて同じところですが、大畑委員。

○大畑委員 同じ質問なんですけども、今聞いてましたら、任意加盟やということですね、なかなか伸びないとか、人口の北部から南部への流れによってというふうなことをおっしゃるんですけど、もともとこの山崎とか、あるいは一宮の中心部というのは良視地域だったわけですね。ですから、こういうしそチャンネルなんかの事業は難しいよという中で光ファイバーを全市に展開してきたわけですから、それなりの投資額に対しての効果というのは当然言われるはずなんです、毎年ね。ですから、難しいけども、やっぱりそこは熱心に行っているところを報告いただかないと、ちょっとしんどいなと思うんで、そういう意味で、これまでも番組の編成によって少し加入促進につなげていったらどうかということではやられているようなので、そこは了解をいたしました。

ただ、やっぱり全体的にしそチャンネルが50%行かない、特に山崎地域は全体入れても30%でしょう。この良視地域になりますと、パーセンテージも一桁の加入になるということになるんで、やはりこの次の28ページにいろいろ光ケーブルの支障移設等の工事实績ということで毎年維持管理費も要るし、それからこういう新規の引込みだったり、移設工事とかいろんなことでお金使っているわけですから、こういうものが即加入というふうに反映していかないと、投資効果として表れんと僕思うんですけどね、その辺具体的にこういう維持管理経費と、それから加入ですね、逆に、そういうものをどのような効果が現れているか、あるいは効果がないのかという、そこをどう評価されているのかというのを、令和2年度に限ってで結構ですから、その辺を分析されとったら御説明いただきたいと思います。

○神吉委員長 岩路課長。

○岩路広報情報課長 しそチャンネルの加入を諦めているような状況ではございません。当然番組コンテンツについてはいつでも面白いもの、魅力的なもの、当然テレビが入るエリアの方々にも気に入ってもらえるように、可能であればしそチャンネルの番組を見てないと次の日の話題についていけないというようなよいコンテンツができれば、当然それもコロナ禍が終了すればちょっと企画したこともあるんですけども、そういったコンテンツづくりで獲得を目指したいとは思っています。ただ、やはりこれ先ほども言いましたけども、有料なんです、無料であれば当然

広がっていくのかもしれませんが、有料でも入っていただける方もいらっしゃるんですけども、100%にできるかと言えば、なかなか難しいのかなというふうに考えています。

ただ、諦めているわけではなくて、少しでもたくさんの方に加入いただける番組コンテンツであったり、その番組を知ってもらえる取組、これは総合病院であったり、市役所であったり、その番組のちょっと古いやつを流させてもらったりもしとんですけども、それはユーチューブでの取組とよう似た形になると思いますけども、そういったローカルな番組の面白さ、自分の隣の家の人が出てますよというような、そういったところの魅力があると思いますので、恐らく北部の方でも南部の方でもそうですけども、面白いとおっしゃっていただける方というのはそういうところを見ていただけているのかなというふうに思いますので、そのよさはどんどん伸ばしていきたいと思っています。

ただ、一つ思いますのは、これだけの投資、たくさんの投資をしとうわけですけども、一番最初に申し上げましたけども、このしそうチャンネルのためだけに投資をしておるわけではございません。いろんなメディアの基本インフラになっておるということも理解をいただけんかなというふうに思うています。当然、災害時に携帯電話で災害情報が見れる環境というのも何で実施できておるかといいますと、やっぱりこの光ファイバー網、それから携帯電話の通話もそうですし、それから基本的な対策であります地デジの電波の送信についても当然この光ファイバー網を使っていますんで、その中の一環としてしそうチャンネルがあるんだという認識でうちはおります。と言いつつ、無理ですよと言うとうわけではないんで、その点だけ誤解のないようにだけお願いをしたいんだというふうに思います。積極的に加入は勧めていきたいと思っています。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 基本インフラやいうことはよう理解してますよ。私たちも難視地域に住んでましたから、本当にありがたいしね、やっぱりインターネットなんかも速度も早くなっていったし、それは分かっているんですけどもね、もともと良視地域にはそれだけの効果がないんじゃないかと言われる中でやってきたことですから、そこはやっぱりやっていかなあかんということで頑張ろうとおっしゃっているんで、それで結構なんですけども、基本インフラということの認識は十分こちらもしております。はい。

それから、もう1点、これまで課長おっしゃっていた聴覚障がいの方々に対する

配慮ですね、例えば字幕でありますとか、テロップでありますとか、それから手話の映像を画面の片隅に載せるとか、何かそういう工夫を考えていくとおっしゃっていたんで、令和2年度のその辺の進捗、もしあるのであれば教えてください。

○神吉委員長 岩蔭課長。

○岩蔭広報情報課長 基本的にはしーたん通信のお話からいきますと、しーたん通信の情報については全て希望者には電子メールであったり、それからファクスでお知らせをさせてもらっております。今おっしゃっているのは、多分しそうチャンネルのほうや思うんですけども、しそうチャンネルにつきましては、一部字幕を入れてさせてもらったりとか、手話を交えたものもございますが、おっしゃるように、ほとんどの番組にそれはできてません。実際に手作業で動画の中に文字を落としていく作業はすごく大変で、今の職員であったり、能力であったら、ちょっと難しいのが現状です。今、週1回の更新はしておるんですけども、その番組を作って編集をしてる作業の中ではかなり厳しい状況でございます。それをまた外注したものに字幕を入れるとなりますと、外注費も倍以上に膨らみます。それと、じゃあ、根本的な解決方法として何があるんかとなりますと、字幕を入れるシステムを導入すれば可能になるかも分かりませんが、その機械自体もかなり今の段階では高額になります。それについてもオペレーターが必要になってきますんで、やはり何とかしたいという思いは持っただけですけども、今の段階ではちょっと難しいのかなと。

ただ、これはまだできるかどうか分かんのですけども、ユーチューブを使えば一部字幕が使えるようなシステムといたしますか、方法があるようなんで、その辺ちょっと一遍研究したいなというふうには考えてますけども、ちょっとこれはまだ分からないです。ただ、決してこれも諦めているわけではございません。いずれ自分自身もやりたいなと思うんですけども、やはり今の機器のハードにかかる維持費プラスさらにこの維持費が上乘せになってくることになってくると、このしそうチャンネル自体が維持できんようになっていくんかというおそれもありますので、その辺バランスを見ながら、機器の更新に関してもそうなんですけども、できるだけ前向きには頑張ってみたいと思います。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 そのハード的なものとか、お金のこととかいろいろハードルはあるんですけど、全国的にもこの障がいのある方に対するそういう配慮といいますかね、標準装備に近くなってきてますので、ぜひそこら辺は今後とも御検討をいただきたいなというふうには思いますけども、一応令和2年度ではなかったということやね。

はい、分かりました。

○神吉委員長 それでは、しーんたん通信、同じところで八木委員。

○八木委員 また、同じ質問にはなるんですけども、しーたん通信の関係なんですけども、通信事業だけではないと思うんですけども、こういう機器を使っていますと、今後絶対に維持費や更新工事費が結構かかってくると思うんですね、毎年。先ほどもよく言われてますけども、山崎や一宮ではしーそうチャンネル加入数が少なく、特に山崎町内は30%ほどということなので低いんですけども、何か加入率を上げるような取組はされているのかなということをお伺いしたいんです。今後はやはりこういう工事費とかがかかってくると思いますので、ちょっとお願いします。

○神吉委員長 先ほどよりも新しい答弁があるようでしたら、それを追加でお願いします。

岩路課長。

○岩路広報情報課長 先ほど申し上げた意味合いでは特にございませぬ。ただ、上げる努力というのはしていきたいと思っておりますので、引き続きユーチューブであったり、しーたん通信であったり、あるメディアを使ってどんどん啓発をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○神吉委員長 それでは、次の事業へ移ります。

今井委員。

○今井委員 それでは、今からあとは大体財務関係のほうの質問になるかと思っております。よろしく申し上げます。

まず、主要施策の13ページで主な財務指標がここに載っております。部局資料であるとか決算書とか等々同じような資料が全部載っています。

その中で取りあえず、経常収支比率、実施公債費比率、将来負担比率、いずれも改善をされています。その理由も簡単にはざっと書かれています。再度もう一度その主な理由と、それから今後の見通し、この三つ、令和2年度に関してはいい方向に行ってますけども、今後の見通しについてお聞かせください。

それから、二つ目として、歳出削減を部局別に削減すると、これ最初の部長の話にもありました。枠配分方式をしていってしてるとかというあたりを言われてましたが、これ予算書とか決算書とか、この辺を見る限りちょっと分からないんですよ。具体的にちょっとその辺が分かるような何か資料なり、この辺はそういう影響でこういうふうになってますとかというのが分かるようなところがあったら、教え

ていただきたい。

例えば、具体的に各部局、一斉に3%の削減しようとか、何かそういう数字的な目標とかもあったんでしたら、また教えていただきたいなど、そういうふうに思います。

以上です。

○神吉委員長 堀課長。

○堀財務課長 それでは、御質問のほうにお答えさせていただきます。

まず1点目なんですけれども、経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率のことに关しまして説明させていただきます。

まず、経常収支比率の改善の理由としましては、歳入では、森林環境譲与税や地方消費税交付金などの増、歳出では、これまで積極的繰上償還を進めてきたことにより公債費が減額したことが要因というふうに考えております。

また、今後の見通しにつきましては、やはり人口の減少によりまして、市税等が減額が見込まれるんですけれども、ということで、徐々に増加していくのではないかとというようなことは考えておりますけれども、ただ、今後も繰上償還を継続的に実施して公債費を縮減していったり、そのほかの歳出の抑制に努めることで今後もこの数値の維持に努めたいというふうに考えております。

次に、実質公債費比率、将来負担比率につきましては、先ほども申しましたけれども、これまで積極的な繰上償還を進めてきたことや、また公営企業債の元利償還金の減少ということで、今、公営企業のほうで大規模な事業がないということで減している影響とか、さらには下水道事業の公営企業化による算定方式の変更などが要因というふうに考えております。

今後の見通しにつきましては、実公債費比率については、繰上償還を続けていくことで増減はあるんですけれども、減少傾向ということを見込んでおります。また、将来負担比率につきましても、新病院の建設ということを抑えているんですけれども、現在公営企業の起債残高が毎年約12億円から13億円減額というふうになっております。その辺のことを考えますと、令和2年度を基準に考えると、それよりは減少するというふうに見込んでおります。

2点目の枠配分の関係なんですけれども、本日ちょっと手元に持ってきてなかったんですけれども、まず部局別一般財源の枠配分方式はこれまでも説明してきておりますけれども、人件費や公債費や扶助費などの義務的な経費を除いた一般財源を総額にして、それを各部局に配分するという予算編成における一つの方式でございま



す。決算のこの書類とは結びつかないということで、その点は御理解いただきたい  
と思います。

ただ、予算の点については、目標を持っていたんですけれども、ちょっと本日そ  
この話が出るとは思っていませんでしたので、持っていないような状況でございま  
す。

以上です。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 そしたら、一つ目ですけれども、まず経常収支比率とか市税は減っていく  
けれども、繰上償還とかを増やして現状をとにかく維持したいということですよ。ね。  
全部そうなんですけれども、やっぱり一番心配されるのは、ちょっと先ほども言われ  
ましたような新病院の建設であったりとか、それから市民局が今こうやって三つず  
つと建て替えという形になってきています。こども園もまだあと幾つか造るとか  
というような形、それから上下水道の更新ですね、その辺、いわゆる大きな部分がま  
だ今後控えているんじゃないかなという部分で、この辺ですね、将来負担比率、実  
質公債費比率も一緒だと思うんですけれども、やはり心配されるんです。その辺、今、  
繰上償還を続けることによって何とかいけるんじゃないかとか、公営企業が12、13  
億円いつも減っているのかとかという話がありましたけど、そのあたりのところの  
心配がどうしてもあるんですけど、そこら辺もう一遍ちょっとお願いしたいんです  
けど。

○神吉委員長 堀課長。

○堀財務課長 先ほども見通しについては話をさせていただいたかと思います。財政  
の立場としましては、そのようには考えております。ただ、これは指標でございま  
す。ただ、我々の立場としてはいつも言い方変なんですけれども、悪いほうに考える  
というか、いろんなケースを考えて財政の運営をしておりますので、決して楽観視  
をしているわけでもございませぬし、やはり厳しい財政状況は今後も続いていくと。  
人口が減っていく中では財政基盤が弱い本市におきましては、厳しい財政状況が続  
いていくとは思っておりますので、これからも歳出の抑制等に努める中で運営して  
いきたいというふうに考えております。

以上です。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 とはいえ、交付税ももっと減るんじゃないかという予想の中がそこまで  
減らなかったというようなこともあります。人口が減っていくのはもう全国どこも

一緒なんで、そういう意味では厳しい話を今言われてましたように、考えてはいかないかんとは思いますが、それはやっぱり国全体にかかってくることで、その辺のバランスを取りながら、しっかり使うべきところはやっぱり必要であるでしょうし、抑えるべきところは抑えないかんというところをお願いしたいなというふうに思います。

また、枠配分方式、何か分かるものがあれば、また教えてください。お願いします。

○神吉委員長 次へ行きたいと思います。大畑委員。

○大畑委員 部局資料の5ページに年度別の時間外の比較表というのが3カ年出しているんですけど、ちょっとこれで激しく変動しているかなと思ったんですけど、これは災害復旧とかそういうことに係る平成30年度から3年目に向けて減ってきているんだなというふうに思っているんですけど、ほかにそれを除いて具体的に何か取組があって、その成果としてこういうふうには減ってきているんだというものがもしあれば、教えていただきたいということです。

所属別では、産業部とか、建設部とかと思っていたんですけども、ここは災害の関係やろうと思うんですけど、教育委員会事務局の減少が非常に目立つので、ここ何か理由があるのか、それを教えてください。

○神吉委員長 菅野課長。

○菅野総務課長 5ページの時間外の状況です。今言われましたように、このちょうど平成30年から令和元年、それから令和2年ということで、宍粟市においては平成30年の豪雨災害の発生、それから新型コロナの関係ということで、いろんな要因があります。

全庁的な取組として、やはり時間外を削減していくというのは、もちろん大きな課題なんですけども、そういう意味では今取り組んでいることについては、ノー残業デーというのをやっています。具体的には、職員が必ず仕事をする上で見る文書管理システムみたいなやつが、起案を上げるときに見るシステムとかがあるんですけども、例えばそれを立ち上げたときに、必ず「今日は水曜日です」みたいなメッセージが出たりとか、あと朝礼や終礼を活用して、今日は初めから水曜日なんで段取りをこういう仕事で進めていきますみたいなことを係の中で共有してもらおうというような取組も進めております。

また、毎月安全衛生委員会というのを開催をしておりますが、その中で時間外の発生状況を全庁的に共有するというところで報告をしております。また、時間外が多

い部署については、担当所属長からどういう理由で時間外が発生しているとか、あと、改善に向けた方法というのを報告を求めたりしております。

特に、災害復旧以外の部分で言いますと、今言われたように、教育委員会かなり御指摘のとおり時間外の動きというのが減少が目立つということですが、教育委員会につきましても、例えば市民向けの行事というのがかなりやっぱりコロナの関係で少なくなっています。少なくというか、中止をせざるを得ん状況になっています。例えば、宍粟学講座など年に数回定期的に開催しているような講座も全部中止になったりとか、あと、子ども会などの夏休みのそういう行事なんかももう全部中止になったりしております。

それから、行事ではないんですけども、各種連合のPTAの会議とか、そういうような会議も書面で開催というようなことになったりしておりますので、総じて令和2年度にはそういう部分では減少が多かった。

それから、また、少し性質が変わるところで言いますと、ちょうど学校のトイレの改修などとか、エアコンの設置とか、大きな事業がちょうど平成30年とか元年とか、国庫補助を利用した取組が多かったというようなこともありまして、令和2年度には時間外が減ったというか、ふだんに戻ったと申しますか、そういうこともあって主な動きとしては災害以外で言いますと、そういうことが要因かなというふうに考えております。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 分かりました。ここに上がっている数字が実質的な数字であればいいんですけども、やっぱり時間外の規制という働きかけがきつく、実際持ち帰りがあったりとか、あるいはサービス残業とよく言われる、残業しているけどつけないというね、そういうことが起こってはいないかどうかということと、それから、私たちも時間外の問題はメンタルヘルスとの関連で、いわゆる過労死ラインを超えて働いている人はいないかどうかとか、そういう視点で見させていただいているんですけど、どうしても仕事がそんなに減っているとは思えないので、人は減っているけど、業務が増えているということから見て、過労死ラインを超えている方がいらっしゃるんじゃないかなあというふうに思うんですが、もしそういうような場合はどういう対応をされているのかというのを二つ目にお伺いします。

○神吉委員長 菅野課長。

○菅野総務課長 時間外の削減の取組というのは、先ほど言われましたように、過労

死、職員の健康ももちろんそうですし、あと今日の前半にありました女性の活躍という部分でも、やはり時間外を減らしていくというのは非常に大きなポイントになってくると思います。

まず、健康管理のことでいいますと、今、基準を超えた職員については、産業医さんの面接というのをやっています。ただ、面接をしたから、それで、そしたら今日は元気というか、特に調子が悪いところはないでよかったなでは、あまり効果がないと思いますので、やはり今言われましたように、メンタルヘルスの部分も大きく関係してくると思いますので、やはり職員が一人で抱え込むような状況というのをなくしたり、あと、ラインケアももちろんそうですけども、職員がそういう自分の変調に気づくみたいなどを促していくというようなことも大事になってくるかなと思います。

また、持ち帰りの時間外については、そういう調査自体は今のところしてないんですけども、今、私の耳に入ってくる限りは特にそういう大きな問題というのは発生してないかなと思いますけども、今から特にこういうリモートワークとか、いろんなことが進んでいく中であっては、そういうところも職員の健康管理の視点からは、大事なポイントになってくるかなと思いますので、そのあたりも注意して取り組んでいきたいなというふうに思います。

以上です。

○神吉委員長 よろしいか。次のところへ行きます。

津田委員。

○津田委員 すみません。部局資料の11ページなんですけど、決算性質別集計表、質疑の内容はちょっと悪いんですけど、前年度に対して特別定額給付金が要因となっています補助費等が3倍くらいになっているんですけども、要はこのコロナ対策で補助金とかいろいろあったと思うんですけど、それを除くと実際どれぐらいで推移していくのかという部分を、まず1点目お聞きしたいんですけども。それ以外で増えているのであれば、その辺の要因を聞かせていただければと。

○神吉委員長 堀課長。

○堀財務課長 それでは、お答えいたします。

特別定額給付金の37億3,000万円というのは御理解いただいているのかなというふうに思っております。それ以外につきましては、下水道事業の公営企業化によりまして繰出金が補助費等に代わったことによって約13億6,200万円増えております。

さらに、先ほどコロナ以外というようなところだったかと思うんですけども、

少しコロナのことも説明させていただきますと、コロナの関係で水道の基本料金の支援というのを行ったかと思います。その部分で1億4,800万円、さらにはしそのこども生き活き応援金というのもさせていただいたかと思います。これが8,800万円で、あと、西はりま消防事務組合の負担金ということで、令和2年度は消防車両の更新がありました。その関係で6,200万円ほど増えているというような状況でございます。

○神吉委員長 津田委員。

○津田委員 じゃあ、その部分引くと前年と比べたら大体どれぐらいで推移しているんですかね。先ほど言われた部分を除くとですね。

○神吉委員長 堀課長。

○堀財務課長 先ほど言ったものを除くと、もうほぼほぼ推移はしてないかと思っております。

○神吉委員長 津田委員。

○津田委員 分かりました。あと、ちょっと市長公室のほうでも出たんですけども、補助費の評価であったり検証、どういう成果が出ているのか、その辺の検証というのは総務部のほうでやられているんですかね。それとも各部局ごとに投げられているのか。

○神吉委員長 堀課長。

○堀財務課長 各部局ごととなりますけれども、こちらの財政の立場としましては、令和2年度より、それこそ先ほどから出ておりますけど、枠配分方式を導入しております。その枠の中で各部局には検証をしていただいて、選択をしていただくということで見直しのほうもお願いしております。

また、秘書広報室、今は市長公室なんですけれども、地域創生課のほうと連携する中でやはり行革や行政評価の視点からも見直しを進めてきたというところでございます。

以上でございます。

○神吉委員長 よろしいか。続きまして同じところ、性質別集計表のところです。

大畑委員。

○大畑委員 私も性質別の集計表のところでお尋ねしたいんですが、人件費は会計年度任用職員の関係というか、その要因があって増だろうと思うんですが、それ以外のことでは人件費が増になったということはあるのかどうかということをお伺いします。

それから、扶助費については年々伸びていくというのがこれまでもずっと言われていることなのですが、予算編成のときもそういうふうにおっしゃっていたんですが、決算では減額になっております。率にして2.6%、前年対比でなっておりますが、この減額になっている要因を教えてください。

それから、補助費については、今お話を伺っていただきましたので結構ですが、枠配分方式で補助費をある程度、もともと補助費の率は高いですからね、実額はね。そこを枠配分方式でというふうに言ってもなかなか難しいんじゃないかなと思うんで、午前中ちょっと市長公室とも話しして、やはりほかのものとの整理合理化を統合していくとか、何かいろんな方法を考えていかないと難しいのと違うかというような話をしていたんですけども、その行革の中でそういうことを検討しているという話でしたが、一応財政のほうもそういう方向性を持っておられるのかどうかというのをちょっとお伺いしたいと思います。

あと、貸付金の関係を出していたんですが、これ産業部のほうでやらせていただきます。

すみません、三つ、お願いいたします。

○神吉委員長 菅野課長。

○菅野総務課長 まず1点目の人件費の増について、私のほうからお答えさせていただきます。

今、委員の御指摘があったように、会計年度任用職員の制度が導入されたということで、この会計年度任用職員の処遇の改善というのがかなり大きく出ております。ほぼこの部分になってくるんですけども、あと人件費でいいますと、11ページの一般会計のほうの集計になりますので、会計間の異動だったり、あとこれは例年ですけども、職員の定期昇給などもありますので、会計年度任用職員以外になりますと、主にはそういうところになってきます。

以上です。

○神吉委員長 堀課長。

○堀財務課長 2点目の扶助費が減額になっている事業につきまして、御説明を私のほうからさせていただきます。

令和2年度の主な増減なんですけれども、各増減はあるんですけども、主に言いますと、児童手当で2,400万円、児童扶養手当で4,940万円、乳幼児医療で2,150万円というようところが主な要因かというふうに考えております。以上です。

続きまして、補助費等の考え方なんですけれども、午前中にも市長公室の地域創

生課のほうから説明があったかと思います。地域創生課とはかなり私たち連携を取って足並みもそろえているようにしておりますので、考え方は同じでございます。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 すみません。扶助費のところを再度質問するんですが、児童手当とか児童扶養手当、そういうのは対象は増えているんじゃないかなというふうに思うんですが、これ全体的に人口減でこういうふうになっているんですか。そのあたりを教えてください。

○神吉委員長 堀課長。

○堀財務課長 担当のほうにも少し確認したんですけども、やはりまず児童手当のほうについては対象人数が減っている。児童扶養手当のほうは、もしかしたらタイミングだったのかもしれないんですけども、18歳に到来された資格喪失をされた方が令和2年度は多かったというように聞いております。

○神吉委員長 よろしいか。次のところ、基金現在高見込み、これも大畑委員です。お願いします。

○大畑委員 続けてすみません。部局資料の13ページの基金の現在高のとの関係で、特にこの取崩しですね、令和2年度に取崩しされたところで、何点かちょっと聞きたいんですが、一つは、都市計画事業基金、ここは都市計画税が廃止になりましたので、取崩し後、どういうふうにされたのかということをお伺いします。

それから地場産業振興基金、それから地域福祉資金、それから地域振興基金、それぞれ取崩しがあるんですが、どういう事業にこれ充当されたのかということと、成果について質問をいたします。

○神吉委員長 堀課長。

○堀財務課長 それでは、四つの基金の内容と成果であります。詳細な成果につきましては各部局でお願いしたいと思います。

まず、都市計画事業基金の繰入金につきましては、こちらは下水道事業債の償還財源として、これまでもそうだったんですけど、そちらのほうで活用しております。

2点目の地場産業振興基金につきましては、こちらは戸倉スキー場のリフト整備工事と同スキー場の屋外トイレの改修工事の一部財源として活用させていただきました。

3点目の地域福祉基金でございますけれども、こちらにつきましては、旧一宮保健福祉センターの改修分としまして社会福祉協議会への補助事業の中に入っております。

ます。

あと、少しこの分の残りが出てくるわけなんですけれども、その分につきましては、実は令和元年度末近くに福祉関係で必要なものについて活用いただきたいということで、指定寄附金を頂いております。ただ、日数的に年度内での事業完了が難しいということがありましたので、令和元年度の3月補正で一度地域福祉基金に積み立て、令和2年度に繰り入れ、活用したものでございます。内容としましては、福祉関係の備品購入に活用したということで担当からは聞いております。

続いて、地域振興基金になります。こちらもなんですけれども、令和元年度の末に千種町の黒土の出身の方から黒土の整備に活用いただきたいということで指定寄附金を頂きました。ただ、自治会等との調整に日数を要するというので、年度内での完了が難しいということで、一度令和元年度の3月補正で地域振興基金に積み立てまして、令和2年度に繰り入れて活用しているものでございます。内容としましては、自治会が取り組まれております針広混交林整備事業と併せまして遊歩道を整備したということで担当からは聞いております。

報告は以上になります。

○神吉委員長 続きまして、繰出金のところで19ページ、大畑委員、お願いします。

○大畑委員 続いて、すみません。19ページになるんですが、繰出金の関係の一覧表を出していただきました。この中で基準内外ということで、要は総務省基準としての内と、それから外は市独自で考えられている繰出したと思うんですが、この基準外について、市独自で繰り出されている部分についての考え方、令和2年度についての考え方をお伺いしたいと思います。

それから、下水道事業につきまして、令和2年度については、対前年比約2億円減額になっております。それと、使用料単価が全国平均以下のため不足する維持管理経費などを、これを基準外として市から1億6,000万円出しておられるんですが、この考え方がちょっと分からないので教えてください。

それから、病院事業についてですが、上から三つ目、不採算地区の病院の運営に要する経費ということで、これまでなかったんですが、令和2年度に新たに基準内として設けられておりますが、これはその基準が変わったからなのかどうか。その辺もちょっと含めて説明をお願いいたします。

○神吉委員長 堀課長。

○堀財務課長 まず、基準外の繰出金を行う場合の考え方というところから入っていききたいと思います。



まず、基準外につきましては、市の施策として進めていかなければならないと判断したものや、一般会計に係る事業等の影響に伴うものに対しまして繰出しをしております。

まず、国保診療所につきましては、地域における医療の確保や、また発熱外来診療所の運営経費、水道事業につきましては、一般会計に係る事業に影響するものや、感染症対策に要する経費、また、病院事業につきましては、医師や看護師の人材確保や新病院整備に要する経費などに対して繰出しを令和2年度は行っております。

続いてなんですけれども、下水道事業の約2億円減額となっていることについてなんですけれども、令和元年度と比較してのことですが、このうち約9,500万円ぐらいは消費税の減額の影響も含めてなんですけれども、元利償還金の減によるものでございます。

また、令和元年度は公営企業への移行ということで、打切り決算をさせていただいたかと思えます。その剰余金が約8,900万円ありましたので、その分で令和元年度が膨らんでいて、令和2年度が減少しているというようなところでございます。

続いて、維持管理費1.6億円につきましては、これは下水道の運営における不足分に対しての繰出しということになっております。

続いて、病院事業の不採算地区の運営経費が基準内ということなんですけれども、これは新たに創設されました分になります。

以上でございます。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 国保診療所のところですね、これの基準外のところなんです、いわゆる政策的なところであって、発熱外来のところ、これに相当含まれているかと思うんですが、一宮の北部の診療所の関係はここにはまだ含まれてなかったんかいね、令和2年度には。

○神吉委員長 堀課長。

○堀財務課長 含まれておりません。

○神吉委員長 よろしいか。はい。

続きまして、今井委員。

○今井委員 そしたら、部局資料の29ページで辺地過疎対策事業債をずっと書き出していただきましてありがとうございました。この部分と、それから部局資料の10ページのところですね、結局10ページのところで残高がずっと出ている中で、平成29年度あたりからガガガッと過疎債、辺地債が増えているという状況で、過疎指定に全

域がなったからとかいうような部分もあるかと思うんですけども、その辺で増えているのかなというふうに思います。ちょっとそのあたりの理由がほかにありましたら言ってください。

それから、ちょっとこれ基本的な質問で申し訳ないんですけど、過疎債とか、その辺のずっと希望する額が全部もらえるというわけでもないでしょうし、その辺の基準とか、上限とか、その辺のあたり等々がありましたら、ちょっと教えていただきたいなというところです。

以上です。

○神吉委員長 堀課長。

○堀財務課長 少し過疎地域についてから説明させていただきます。まず、平成29年度なんですけれども、こちらから宍粟市はこれこまで一部過疎ということで、波賀、千種だけだったんですけれども、それが全部過疎に変わりました。これによりまして、市内全域の事業において過疎債が活用できるというような形になっております。

過疎債についてなんですけれども、過疎債は国で発行限度額が決まっております。それが都道府県に配分されまして、市町村へ配分されるという仕組みになっております。全国的に過疎債を活用したいという市町村が多い年度は、やはり申請をしても配分が少なくなるということで、本市がこれだけ借りたいと言いましても、その分は必ず借りれるというわけではございません。また、近年はやはり配分が減っているような状況でございますので、多くの自治体が過疎債を利用されているのかなというふうには思っております。

また、過疎債が増えている要因なんですけれども、これは一つに、過疎債が有利な起債ということで、もう御存じかと思うんですけども、充当率100%で後々の交付税算入が70%というような起債でございます。それを中心に借り入れていることから、過疎債のほうは増えている。さらには、近年ちょっと幼保一元化とかによるこども園の建設とか、市民協働センターの建設ということで、大型事業も重なったことも要因かなというふうに考えております。

以上でございます。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 ということは、要するにこちら側からの上限とかというんじゃなくって、要するに配分される額は確かに言われるとおり一番有利なあれだと思うんで、できるだけそこを目いっぱい使いたいというところがいわゆる上限の基準だということですね。それでよろしいですか。

○神吉委員長 堀課長。

○堀財務課長 そのように理解いただければと思います。

○神吉委員長 よろしいか。続きまして大畑委員。

○大畑委員 部局資料の34ページ、最後のページでございますが、不用額の一覧を出していただいております。その中で、どのような要因とか事情で発生しているのかというところで、一般管理費について人件費の関係なんですけども、欠員補充に対応するものという書き方がしてあるんですが、ちょっともうひとつ理解ができないので、説明をお願いしたいというふうに思います。

それから、あと歳出の抑制による効果というんですかね、そういうものはどの程度あったのかというのが、もしつかんでおられたら教えてください。

○神吉委員長 菅野課長。

○菅野総務課長 まず、一般管理費のところですか。その他ということで、理由、ちょっと確かに分かりにくい表現になってたんですけども、こちらにつきましては、一般管理費ということで一応通常総務課のそういう会計年度任用職員の人件費はもちろんですけども、それ以外に年度内に職員の中で旧な病気とか、そういうのが発生して、急遽欠員が生じたときに備えて、本来ですと正規職員で補充できたらいんですけども、それができないような場合、会計年度任用職員の人を急遽お願いすることがあります。そういうことがありますので、一応3名程度年度当初にそういう不測の事態に備えるために人件費をここで計上しておりますけども、令和2年度については執行残となったものを不用額として計上をしているのが現状です。それを表現したということなので、ちょっと言い方があれだったんですけども、そういう執行残といいますか、枠で置いていたものをここで不用額として報告をさせてもらっております。

あと、併せてなんですけども、歳出抑制のところ、今御質問がありましたので、そのページ、主な不用額の理由のところ、①というのが節約とか工夫とか、そのあたりが歳出の抑制による効果になってくるのかなというふうに捉えております。具体的には、情報管理費の委託料であったり、工事請負費ということで、総務部の不用額ということで報告をさせてもらっています。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 ということは、一般管理費のどこ不測の事態に備えたけども、そこには至らなかったのか、その分浮きましたという話やね。

あと、委託料のところとか、工事請負費というのは節約・工夫というよりも、入札減とかそんなもんじゃないんですか。また、別の要因があるんですか。

○神吉委員長 岩路課長。

○岩路広報情報課長 情報管理費の節約・工夫で減額した分について、これシステムを構築する業務なんかがあるんですけども、そのシステム構築する中で実際に見積もりをいただいたものから精査をして、例えばICTアドバイザーにアドバイスをいただいて、これまでの仕様は必要ないだろうとか、業者の言いなりにならず、うちで工夫をした部分が減額になったとっていただいたらと思います。

○神吉委員長 よろしいか。

以上で、事前通告いただいている分に対しての質疑は終了しました。

この内容で今までの中での追加の質疑がありましたら、どうぞ。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○神吉委員長 それでは、これら以外での質疑を受けたいと思いますが、津田委員。

○津田委員 市長公室でちょっと確認してたんですけども、オンライン会議システムの導入事業で、担当が総務部だということだったんで、質疑させていただきたいと思います。

今回、オンライン会議システムが導入されていますけども、どのようなシステムを導入したのか。そのシステムの選定理由ですよ、このシステムを入れた選定理由をちょっとお聞かせいただければと思うんですけど。

○神吉委員長 岩路課長。

○岩路広報情報課長 失礼いたします。ウェブ会議システムについては、特に変わったシステムを入れようわけではないんですけども、一般的なもので、当然セキュリティーは万全にせなあかんということで、別回線で敷かせてもらっております。ウェブ会議システムのシステムの構築業務に当たる部分は、広報情報課のほうで担当させていただいております。

それと、もう1点、それに使いますカメラ付きのパソコンですけども、これについては地域創生課のほうで分けて業務に当たっています。システムにつきましては、インターネット回線を使ったウェブ会議システムになります。

以上です。

○神吉委員長 津田委員。

○津田委員 システムって多分行政いろんなシステム、幾つかあるんですけども、実

際宍粟市はどのシステムを入れられたのかなと思って、その選定、このシステムを選んだ理由があれば、それをお聞かせいただきたいんですけど。

○神吉委員長 岩路課長。

○岩路広報情報課長 システムの名称でありますとか、その種類はちょっと今資料を持ってないんで、はっきり分からないんですけども、また後日でもよろしいですかね。

○神吉委員長 津田委員。

○津田委員 本当に今回、オンラインシステム、いろんな行政さんでいろいろこのシステムがいい、こっちがいいんじゃないかと、いろいろ検証されながら導入されているんですね。その辺の導入経緯とこれに至った、このシステムがいいということを選んだ、その理由をまずぜひお聞かせいただきたいなと思っていたんですけども、実際、それとあと、オンラインシステムを今回令和2年度に導入することによって、あらゆるところの経費の削減、例えば移動に関わる交通費が削減されたりとか、それに伴う人件費、移動時間も人件費が発生してますんで、その辺の経費の削減がどの辺りできたのか。その辺の検証は行われているのか。あと、当然オンライン会議なんかを使うことによって、ウェブ会議することによって周辺業務のIT化であったりとかペーパーレス化、そのあたりの進捗はどのように進んでいるのか、その辺をお聞かせいただきたいんですけども。

○神吉委員長 何を選んだかではなくて、どのよう選んだかというところも含めた回答ができるようでしたら、お願いします。

岩路課長。

○岩路広報情報課長 失礼いたします。先ほどありましたどういったものを採用されたかというのは、ソフトのことでしたら、マイクロソフトのチームスという分です。それが一番使いやすいただろうということで、それを選定させていただきました。

それと、実際にその成果ですけど、まだそれを全部集計したことはございません。ただ、ほとんどの会議については、特に緊急事態宣言が引かれている間については、ウェブ会議で全部行っています。ほぼ多分そうじゃないかなと思うんですけども。今日も実際に姫路である研修も今ウェブ会議で参加数に変更したのもございますので、ほぼ空きがないほどにウェブ会議の利用はありますけども、それで旅費が何ぼ削減できたかとか、用紙が何枚削減できたかというのはちょっと今のところ集計はしておりません。

以上です。

○神吉委員長 津田委員。

○津田委員 そうなんです。さっき聞きたかったのは、マイクロソフトのチームスのそのソフトを使われているのであれば、そこを選んだ経緯を、いろんなソフトがあったと思うんですよ。それをいいだろうというその検証を誰が選ばれたのか、いろんな自治体さんで、私もいろいろ調べていたら、いろんなシステムがあったんですね。だから、それを選ばれた経緯と、いいだろうというその検証ですよ。どういう経緯でこれを選ばれたのかというのは。

○神吉委員長 岩蔭課長。

○岩蔭広報情報課長 一番メジャーといいますか、どこでも使える有効性が高いものであるということと、基本的にはICTアドバイザーのほうと相談をしながら、一番汎用性が高いものを選びましょうということで、それを選んだ経緯がございます。

以上です。

○神吉委員長 津田委員。

○津田委員 そしたら去年入れられて経費の削減がどれぐらい進んでいるかというのは、ちょっとまだだとは思いますが、その辺もぜひ今後やってもらいたいのと、実際これによって庁内会議がどれぐらいオンライン化ができてきているのか。その辺は当然外との会議はオンライン、先ほど言われてましたけども、庁内会議で実際そのオンライン会議、そういうのは実際どれぐらい使われているんですか、今現状として。20台パソコン買われてますけども、どれぐらいの頻度で庁内会議なんかにも活用されているのかなど。

○神吉委員長 岩蔭課長。

○岩蔭広報情報課長 庁内で行う会議は災害の対策本部会議であったり、ビデオ会議のほうのシステムを使っていると思います。ウェブ会議システムにつきましては、主には外とのやりとりが多いと思います。ただ、どれぐらいかというのは集計は取ってないんですけども、割と予約をせんと使えんシステムにしてますんで、その予約状況というのはかなり埋まっています。それから、足らず分については各部局に備えつけのパソコンを使ったりとか、そういう形で対応してますんで、一度また集計もしてみたいと思います。

○神吉委員長 津田委員。

○津田委員 そしたら今現状では、例えば市民局長とかが入ってくる会議なんかにオ

ンライン会議を導入したりとか、部局長会議に例えばそういうオンライン化でやったりとか、そういったことはまだ全然されてない状況なんですかね。

○神吉委員長 岩路課長。

○岩路広報情報課長 通常の部局長会議ではまだ使ってない。1回しとんですかね、ちょっとごめんなさい。

○神吉委員長 前田部長。

○前田総務部長 部局長会議は岩路は出てないので、ちょっと私のほうから。

毎月2回定例でやっていますが、そのうちの1回は必ず市民局、病院についてはウェブ会議で参加をしていただくということで、極力使えるものは使おうということで努めております。

○神吉委員長 そのほかですか。

大畑委員。

○大畑委員 説明があったかも分らないのですが、ちょっと聞き漏らしているので、今井委員の質問の中で、主要な成果説明の13ページのところで将来負担比率のことをちょっと質疑されて答弁ちょっと私はっきり覚えてないんで、もう一度お聞きしたいんですが、よろしいですか。

○神吉委員長 堀課長。

○堀財務課長 将来負担比率につきましてですけれども、今後の見通しということでよろしいのでしょうか。

○神吉委員長 大畑委員、もう一度質疑を。

○大畑委員 令和2年度83.7ということで、随分、私、逆に心配をしてて、去年の決算質疑でいろいろ将来負担比率伸びてるからと。令和2年度から都市計画税も取らへんし、特定財源がなくなっていくのに、将来負担増えていくん違うかと言うてごっつ心配してたんですが、逆に蓋開けてみたら、こんなに落ちているのでびっくりしたんですけど、その要因をちょっと教えて教えていただきたいなと思います。

○神吉委員長 堀課長。

○堀財務課長 この要因でございますけれども、一つは、積極的な繰上償還をしてきたこと。もう一つが、やっぱり公営企業債の元利償還ということで、大規模な工事が今もうほとんどないような状況ですんで、その分での減少、もう一つが下水道事業の公営企業化をしましたことによって、算定方式がちょっと変更になりました。その関係などからこういうふうになっているということでございます。

以上でございます。

○神吉委員長 よろしいか。

それでは、全ての質疑が終わったと考えておりますが、よろしいですか。

これをもちまして、総務部の審査を終了いたします。

説明職員の皆さん、どうもありがとうございました。

これで委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

(午後 3時34分 散会)